

令和3年度  
市税概要





---

## 目 次

---

### I 寝屋川市の概要

1 市の位置	1
2 市の沿革	1
3 人口・世帯	2

### II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額	
(1) 歳入	3
(2) 歳出	3

### III 市税の総括

1 市税収入額等の推移	5
2 税目別調定額及び収入額	6
3 市税調定額の構成比	7
4 1人当たり及び1世帯当たりの市税収入額	7

### IV 市民税

1 個人市民税	
(1) 納税義務者数	9
(2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3) 調定額	10
(4) 納税義務者1人あたりの調定額	10
(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	11
2 法人市民税	
(1) 納税者数	13
(2) 調定額	13
(3) 業種別調定額	14
(4) e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

### V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税	
(1) 納税義務者数	15
(2) 調定額	15
(3) 土地	16
(4) 家屋	17
(5) 償却資産	18
(6) 交付金・納付金	19

2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19
<b>VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税</b>		
1	軽自動車税	
(1)	種別割（車種別課税台数及び調定額）	21
(2)	環境性能割（調定額）	22
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	22
3	入湯税	
(1)	調定額等	22
<b>VII 地方譲与税及び府交付金等</b>		
1	地方譲与税	23
2	府交付金	24
3	府民税徴収委託金	25
<b>VIII 徴収</b>		
1	徴収率の推移	26
2	収納種別実施状況	
(1)	取扱件数及び金額	27
(2)	税目内訳件数及び金額	27
3	口座振替利用者数の状況	28
4	督促状発送状況	28
5	不納欠損額	28
6	歳出還付金の状況	29
<b>IX その他</b>		
1	徴税費の状況	30
2	税務機構及び事務分掌	31
3	税務職員の年齢及び経験年数等	32
4	税務職員の手当	32
5	固定資産評価審査委員会委員	33
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数	33
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	34
(2)	証明手数料収入額（市民サービス部税担当部署分）	35
<b>※ 税率の変遷</b>		
	市民税の税歴	36
	諸税の税歴	58
	主な税制改正（令和2年度適用）	72

---

## I 寝屋川市の概要

---

1	市の位置	1
2	市の沿革	1
3	人口・世帯	2



# I 寝屋川市の概要

## 1 市の位置

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心から約 15 km、京都市域の中心から約 35 kmの距離にあります。

寝屋川市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市・摂津市に接し、南部は守口市・門真市・大東市及び四條畷市に、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

○ 市の広さ

面積	24.70 km <sup>2</sup>
東西	6.89 km
南北	7.22 km

## 2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、寝屋川市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九箇荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

そのような中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。

現在、少子高齢化の進展、人口減少の到来などにより、人口は約 23 万人で推移しています。

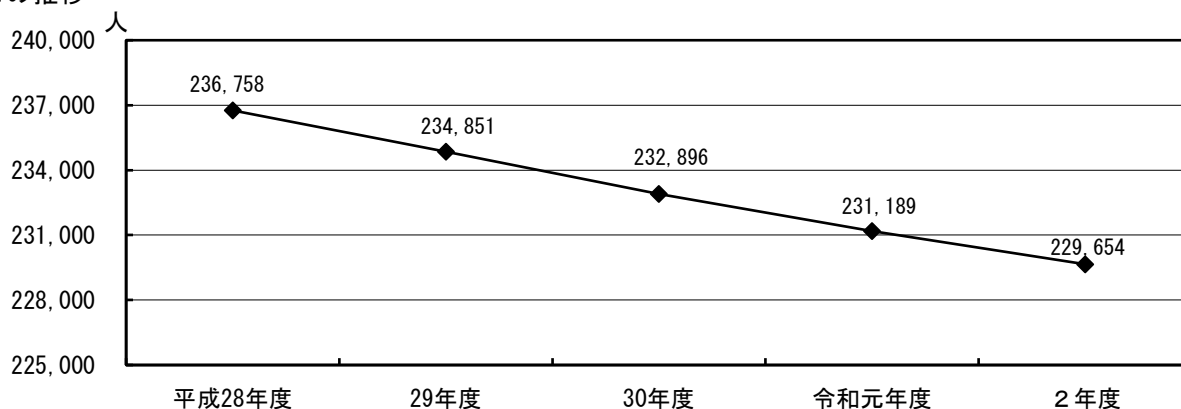
### 3 人口・世帯

(単位:人、世帯:%)

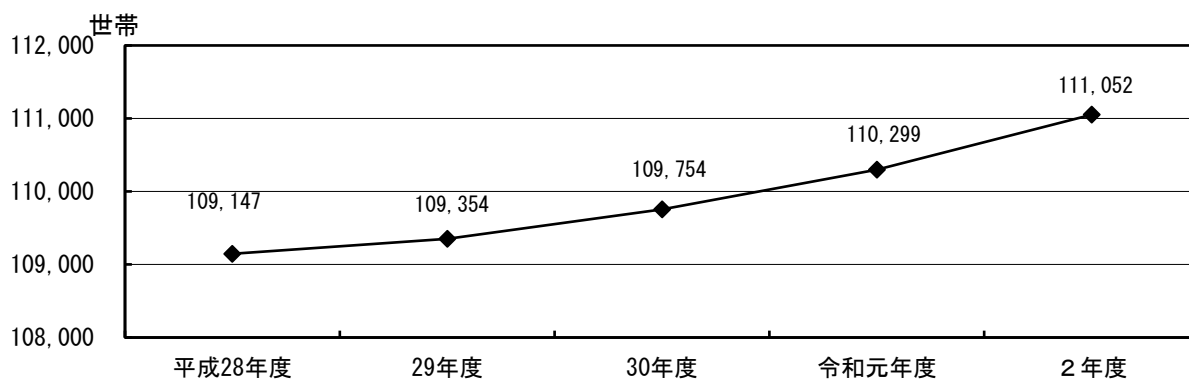
年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
人口	236,758	234,851	232,896	231,189	229,654
世帯数	109,147	109,354	109,754	110,299	111,052
一世帯当たりの人口	2.17	2.15	2.12	2.10	2.07
1km <sup>2</sup> 当たりの人口密度	9,585	9,508	9,429	9,360	9,298
人口の前年度比	99.3	99.2	99.2	99.3	99.3
平成28年度を100とした場合の人口指数	100.0	99.2	98.4	97.6	97.0

(人口・世帯数は、外国人登録を含む。各年度末現在)

人口の推移



世帯数の推移





---

## Ⅱ 市の財政

---

1	一般会計予算額及び決算額	
(1)	歳入・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	歳出・・・・・・・・・・・・・・・・	3



## II 市の財政

### 1 一般会計予算額及び決算額

#### (1) 歳入

(単位：千円、%)

款 別	令和元年度				2年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
市 税	28,782,509	100.3	28,885,995	101.0	28,890,031	100.4	28,738,769	99.5
市 民 税	13,316,971	100.6	13,277,780	100.6	13,177,171	99.0	13,057,047	98.3
固 定 資 産 税	11,268,664	100.6	11,283,615	101.2	11,327,644	100.5	11,355,803	100.6
軽 自 動 車 税	307,014	102.7	307,757	104.3	329,206	107.2	327,338	106.4
市 た ば こ 税	1,378,962	92.9	1,513,773	102.4	1,542,025	111.8	1,492,161	98.6
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入 湯 税	15,585	118.2	13,446	89.3	13,333	85.6	6,913	51.4
都 市 計 画 税	2,495,313	101.2	2,489,624	100.9	2,500,652	100.2	2,499,507	100.4
地 方 譲 与 税	334,676	96.9	343,468	102.0	365,739	109.3	350,976	102.2
利 子 割 交 付 金	56,657	97.2	41,924	60.9	41,039	72.4	40,584	96.8
配 当 割 交 付 金	132,473	101.2	193,381	118.0	169,910	128.3	171,871	88.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	170,620	99.0	111,228	80.1	188,023	110.2	194,470	174.8
法 人 事 業 税 交 付 金	-	-	-	-	127,710	皆増	117,127	皆増
地 方 消 費 税 交 付 金	3,756,662	99.8	3,699,532	95.4	4,331,036	115.3	4,625,708	125.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	88,422	54.7	97,368	53.4	10	0.0	8	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	27,700	皆増	30,310	皆増	58,253	210.3	59,966	197.8
地 方 特 例 交 付 金	461,232	257.8	430,233	248.3	205,125	44.5	206,314	48.0
地 方 交 付 税	13,426,828	110.2	13,426,828	110.2	13,592,654	101.2	13,592,654	101.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	29,600	98.7	30,182	107.8	31,132	105.2	35,401	117.3
分 担 金 及 び 負 担 金	643,676	73.5	618,212	74.8	508,531	79.0	413,302	66.9
使 用 料 及 び 手 数 料	802,290	93.0	770,429	94.7	873,401	108.9	804,028	104.4
国 庫 支 出 金	22,641,980	109.7	21,353,812	107.7	51,228,080	226.3	49,001,435	229.5
府 支 出 金	7,426,487	111.2	6,515,856	102.4	7,851,289	105.7	6,983,333	107.2
財 産 収 入	131,148	89.6	123,911	96.1	89,676	68.4	83,813	67.6
寄 附 金	59,733	27.5	58,875	27.2	44,942	75.2	43,886	74.5
繰 入 金	2,173,954	84.9	1,162,446	71.6	3,612,065	166.2	601,201	51.7
諸 収 入	4,929,633	122.0	4,454,390	135.9	6,037,215	122.5	5,225,245	117.3
市 債	6,157,800	92.1	5,237,700	111.3	7,210,491	117.1	5,680,350	108.5
繰 越 金	1,670,149	102.8	1,670,149	102.8	1,918,499	114.9	1,918,499	114.9
計	93,904,229	104.3	89,256,229	104.8	127,374,851	135.6	118,888,940	133.2

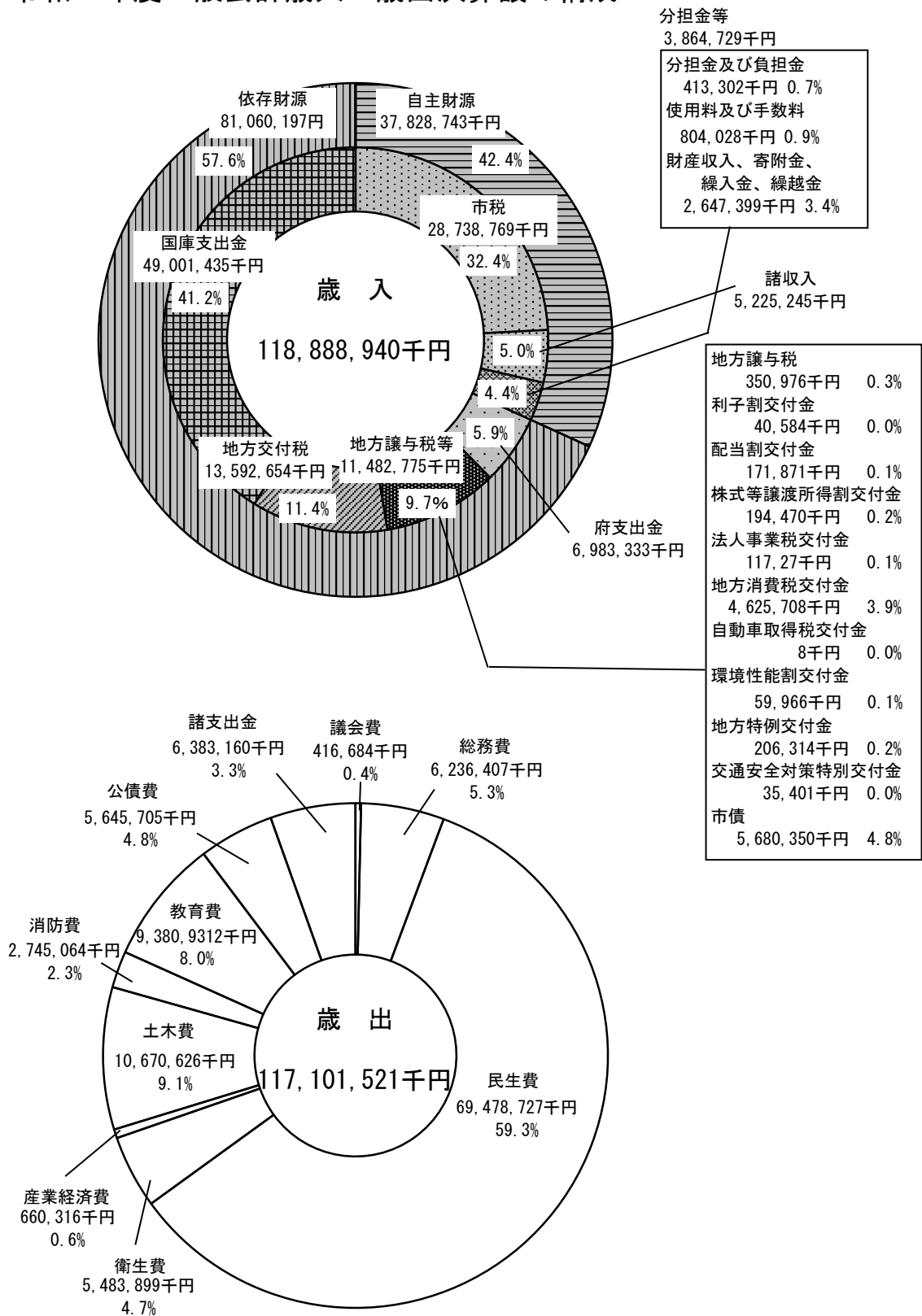
※ 法人事業税交付金については、令和2年度から交付

#### (2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	令和元年度				2年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
議 会 費	459,071	93.1	436,126	90.4	430,103	93.7	416,686	95.5
総 務 費	6,251,389	98.7	5,656,248	97.8	7,008,818	112.1	6,236,407	110.3
民 生 費	48,322,958	104.1	45,707,965	102.1	72,190,528	149.4	69,478,727	152.0
衛 生 費	4,637,413	107.8	4,294,885	107.7	6,614,748	142.6	5,483,899	127.7
産 業 経 済 費	760,113	278.4	500,838	210.7	1,489,389	195.9	660,316	131.8
土 木 費	12,714,042	111.0	11,121,150	122.5	13,888,032	109.2	10,670,626	95.9
消 防 費	2,877,726	100.6	2,864,203	100.2	2,760,580	95.9	2,745,064	95.8
教 育 費	7,571,242	98.7	6,684,352	105.7	20,785,820	274.5	9,380,931	140.3
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	0.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	6,039,872	88.7	5,905,920	89.4	5,754,180	95.3	5,645,705	95.6
諸 支 出 金	4,179,128	122.9	4,166,043	122.6	6,384,184	152.8	6,383,160	153.2
予 備 費	91,225	164.7	0	0.0	68,418	75.0	0	0.0
計	93,904,229	104.3	87,337,730	104.6	137,374,850	146.3	117,101,521	134.1

# 令和2年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



---

### Ⅲ 市税の総括

---

1	市税収入額等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	税目別調定額及び収入額・・・・・・・・・・・・	6
3	市税調定額の構成比・・・・・・・・・・・・・・	7
4	1人当たり及び1世帯当たりの市税収入額・・・・・・・・	7



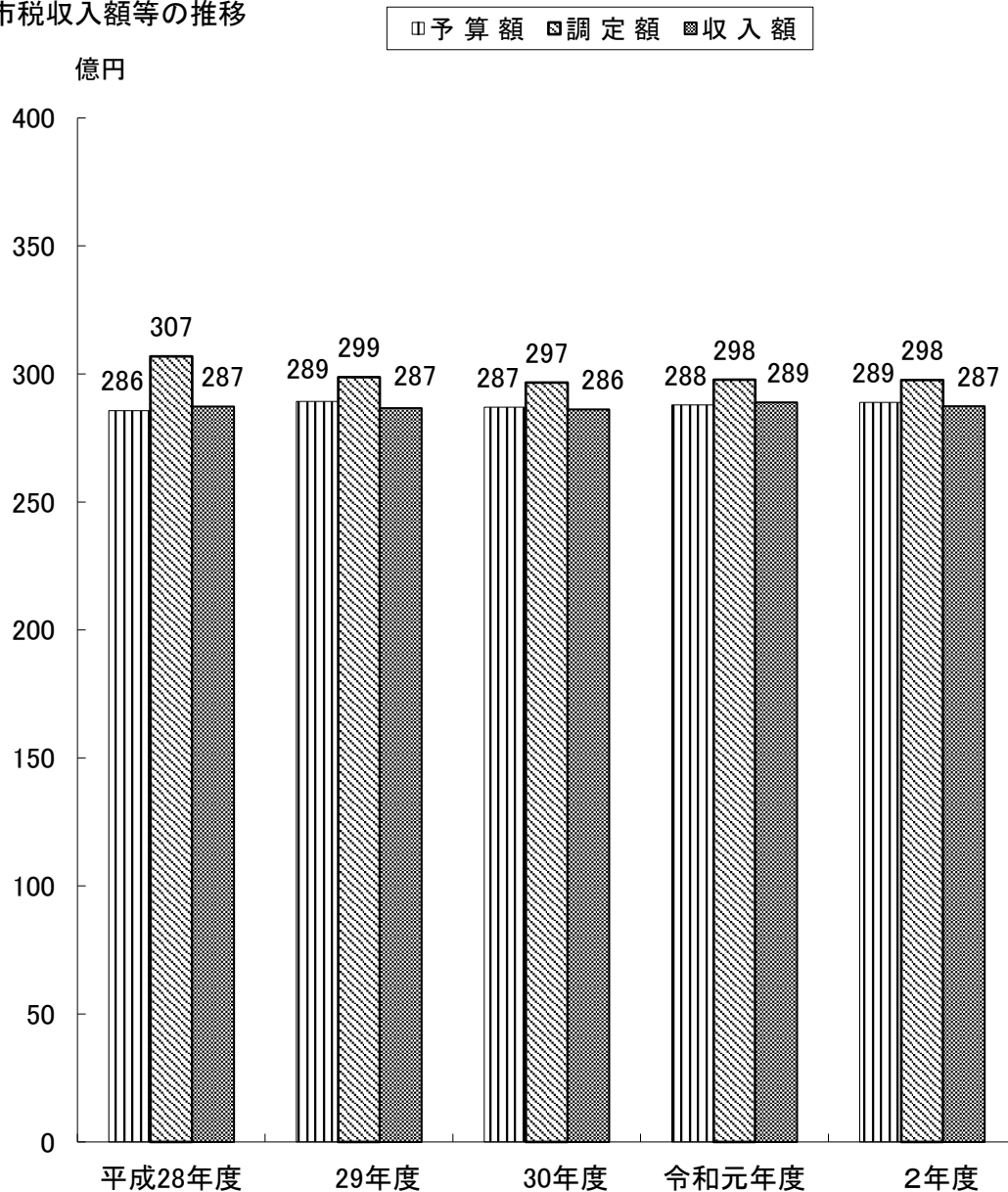
### Ⅲ 市税の総括

#### 1 市税収入額等の推移

(単位：千円、%)

区分 年度	予 算 額		調 定 額		収 入 額	
		前年度比		前年度比		前年度比
平成28	28,569,859	100.0	30,682,930	100.1	28,730,202	100.9
29	28,921,585	101.2	29,868,765	97.3	28,667,992	99.8
30	28,697,466	99.2	29,664,194	99.3	28,611,217	99.8
令和元	28,782,509	100.3	29,774,750	100.4	28,885,995	101.0
2	28,890,031	100.4	29,758,762	99.9	28,738,769	99.5

市税収入額等の推移



## 2 税目別調定額及び収入額

(単位：千円、%)

税目		年度	平成30年度			令和元年度			2年度		
			調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
市民税	個人	現年	11,390,557	11,201,850	98.3	11,494,906	11,311,492	98.4	11,654,766	11,456,435	98.3
		滞繰	356,974	201,823	56.5	275,520	174,207	63.2	244,336	148,384	60.7
		計	11,747,531	11,403,673	97.1	11,770,426	11,485,699	97.6	11,899,102	11,604,819	97.5
	法人	現年	1,795,543	1,794,344	99.9	1,792,786	1,788,880	99.8	1,525,512	1,444,790	94.7
		滞繰	16,134	4,352	27.0	7,434	3,201	43.1	8,135	7,438	91.4
		計	1,811,677	1,798,696	99.3	1,800,220	1,792,081	99.5	1,533,647	1,452,228	94.7
	計			13,559,208	13,202,369	97.4	13,570,646	13,277,780	97.8	13,432,749	13,057,047
固定資産税	純固定資産税	現年	10,849,778	10,733,638	98.9	11,003,983	10,896,063	99.0	11,141,363	10,962,326	98.4
		滞繰	539,156	130,650	24.2	443,860	101,016	22.8	424,096	104,392	24.6
		計	11,388,934	10,864,288	95.4	11,447,843	10,997,079	96.1	11,565,459	11,066,718	95.7
	交付金	現年	287,762	287,762	100.0	286,536	286,536	100.0	289,085	289,085	100.0
	計			11,676,696	11,152,050	95.5	11,734,379	11,283,615	96.2	11,854,544	11,355,803
軽自動車税	現年	299,839	285,431	95.2	306,107	296,657	96.9	325,465	318,783	97.9	
	滞繰	36,321	9,706	26.7	34,339	11,100	32.3	30,047	8,555	28.5	
	計	336,160	295,137	87.8	340,446	307,757	90.4	355,512	327,338	92.1	
市たばこ税	現年	1,478,264	1,478,264	100.0	1,513,773	1,513,773	100.0	1,492,169	1,492,161	99.9	
特別土地保有税	現年	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	滞繰	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	計	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
入湯税	現年	15,063	15,063	100.0	13,446	13,446	100.0	8,226	6,913	84.0	
都市計画税	現年	2,464,708	2,435,840	98.8	2,491,547	2,464,464	98.9	2,509,779	2,473,468	98.6	
	滞繰	134,095	32,494	24.2	110,513	25,160	22.8	105,783	26,039	24.6	
	計	2,598,803	2,468,334	95.0	2,602,060	2,489,624	95.7	2,615,562	2,499,507	95.6	
合計	現年	28,581,514	28,232,192	98.8	28,903,084	28,571,311	98.9	28,946,365	28,443,961	98.3	
	滞繰	1,082,680	379,025	35.0	871,666	314,684	36.1	812,397	294,808	36.3	
	計	29,664,194	28,611,217	96.5	29,774,750	28,885,995	97.0	29,758,762	28,738,769	96.6	



### 3 市税調定額の構成比

(単位：%)

年度 税目	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
個人市民税	38.1	39.0	39.6	39.5	40.0
法人市民税	6.4	6.1	6.1	6.1	5.2
固定資産税	39.4	39.8	39.4	39.4	39.8
軽自動車税	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2
市たばこ税	5.3	5.1	5.0	5.1	5.0
特別土地保有税	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
入湯税	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
都市計画税	8.7	8.8	8.8	8.7	8.8

### 4 1人当たり及び1世帯当たりの市税収入額

(単位：円)

	平成28年度		29年度		30年度		令和元年度		2年度	
	1人 当たり	1世帯 当たり	1人 当たり	1世帯 当たり	1人 当たり	1世帯 当たり	1人 当たり	1世帯 当たり	1人 当たり	1世帯 当たり
人 口	236,758 人		234,851 人		232,896 人		231,189 人		229,654 人	
世 帯 数	109,147 世帯		109,354 世帯		109,754 世帯		110,299 世帯		111,052 世帯	
市 民 税	55,308	119,972	55,485	119,160	56,688	120,291	57,432	120,380	56,856	117,576
個人市民税	47,165	102,308	47,835	102,731	48,965	103,902	49,681	104,132	50,532	104,499
法人市民税	8,143	17,664	7,650	16,429	7,723	16,389	7,751	16,248	6,324	13,077
固定資産税	47,529	103,098	48,209	103,534	47,884	101,610	48,807	102,300	49,447	102,257
軽自動車税	1,141	2,475	1,203	2,584	1,267	2,689	1,331	2,790	1,425	2,948
市たばこ税	6,817	14,787	6,439	13,830	6,348	13,469	6,548	13,724	6,497	13,437
特別土地 保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	94	204	88	188	65	137	58	122	30	62
都市計画税	10,459	22,689	10,645	22,862	10,598	22,489	10,769	22,572	10,884	22,507
合 計	121,348	263,225	122,069	262,158	122,850	260,685	122,850	261,888	125,139	258,787

(人口・世帯数は、外国人登録含む。各年度末現在)

# はちかづきちゃん



- **特徴**…寝屋川市に古くから伝わる民話の主人公「鉢かづき姫」をモチーフにした、かわいい女の子のキャラクター
- **性格**…心やさしく、明るい性格
- **好きなもの**…バラや桜をはじめとした、お花がとても大好き
- **出身地**…寝屋川市

---

## IV 市民税

---

1	個人市民税	
(1)	納税義務者数	9
(2)	e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3)	調定額	10
(4)	納税義務者1人あたりの調定額	10
(5)	所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者） 別所得金額等	11
2	法人市民税	
(1)	納税者数	13
(2)	調定額	13
(3)	業種別調定額	14
(4)	e L T A Xによる電子申告書提出件数	14



# IV 市民税

## 1 個人市民税

### (1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	平成30年度			令和元年度			2年度		
		納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比
普通徴収	所得割のみ	5,024	99.9	15.2	5,092	101.4	15.6	4,703	92.4	14.5
	均等割のみ	2,988	99.3	9.1	2,933	98.2	9.0	2,906	99.1	9.0
	均等割・所得割	24,958	85.6	75.7	24,585	98.5	75.4	24,786	100.8	76.5
	計	32,970	88.6	100.0	32,610	98.9	100.0	32,395	99.3	100.0
	所得割	29,982	87.7		29,677	99.0		29,489	99.4	
	均等割	27,946	86.9		27,518	98.5		27,692	100.6	
給与特別徴収	所得割のみ	285	105.9	0.4	291	102.1	0.4	293	100.7	0.4
	均等割のみ	1,634	120.1	2.3	1,661	101.7	2.3	1,673	100.7	2.3
	均等割・所得割	68,537	108.1	97.3	70,013	102.2	97.3	70,850	101.2	97.3
	計	70,456	108.3	100.0	71,965	102.1	100.0	72,816	101.2	100.0
	所得割	68,822	108.1		70,304	102.2		71,143	101.2	
	均等割	70,171	108.3		71,674	102.1		72,523	101.2	
公的年金特別徴収	所得割のみ	2,188	115.3	13.0	2,379	108.7	14.1	3,247	136.5	19.3
	均等割のみ	3,029	100.5	18.0	3,166	104.5	18.8	2,445	77.2	14.6
	均等割・所得割	11,581	98.8	69.0	11,333	97.9	67.1	11,081	97.8	66.1
	計	16,798	101.0	100.0	16,878	100.5	100.0	16,773	99.4	100.0
	所得割	13,769	101.1		13,712	99.6		14,328	104.5	
	均等割	14,610	99.1		14,499	99.2		13,526	93.3	
合計	所得割のみ	7,497	104.2	6.2	7,762	103.5	6.4	8,243	106.2	6.8
	均等割のみ	7,651	103.6	6.4	7,760	101.4	6.4	7,024	90.5	5.8
	均等割・所得割	105,076	100.7	87.4	105,931	100.8	87.2	106,717	100.7	87.4
	計	120,224	101.1	100.0	121,453	101.0	100.0	121,984	100.4	100.0
	所得割	112,573	101.0		113,693	101.0		114,960	101.1	
	均等割	112,727	100.9		113,691	100.9		113,741	100.0	
特別徴収義務者数		23,706	112.0		24,178	102.0		24,228	100.2	

※ 退職所得は、給与特別徴収の所得割に含む。

### (2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数

	平成30年度	令和元年度	2年度
電子申告件数	62,989 件	68,968 件	82,551 件
電子申告率	45.0 %	48.8 %	58.7 %

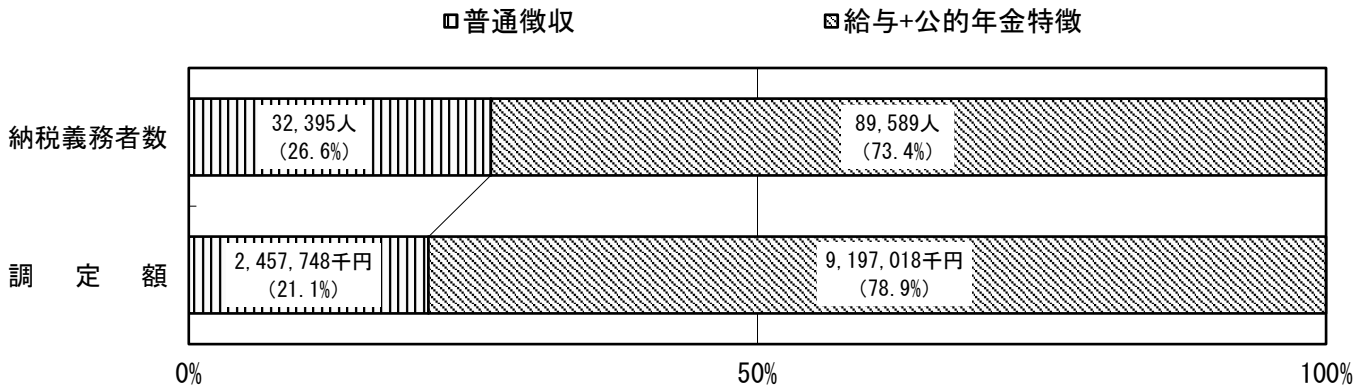
(3) 調定額

(単位：千円、%)

年度 区分		平成30年度			令和元年度			2年度			
		調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	
普通徴収	所得割	2,424,192	92.3		2,354,495	97.1		2,372,969	100.8		
	均等割	86,284	85.8		84,187	97.6		84,779	100.7		
	計	2,510,476	92.0	22.0	2,438,682	97.1	21.2	2,457,748	100.8	21.1	
特別徴収	給与	所得割	8,141,661	104.8		8,319,276	102.2		8,459,363	101.7	
		均等割	232,488	107.3		239,790	103.1		243,575	101.6	
		計	8,374,149	104.9	73.5	8,559,066	102.2	74.5	8,702,938	101.7	74.7
	公的年金	所得割	458,987	102.1		450,519	98.2		448,130	99.5	
		均等割	46,945	100.1		46,639	99.3		45,950	98.5	
		計	505,932	101.9	4.5	497,158	98.3	4.3	494,080	99.4	4.2
合計	所得割	11,024,840	101.7		11,124,290	100.9		11,280,462	101.4		
	均等割	365,717	100.4		370,616	101.3		374,304	101.0		
	計	11,390,557	101.6	100.0	11,494,906	100.9	100.0	11,654,766	101.4	100.0	

※ 退職所得は、特別徴収の給与の所得割に含む。

令和2年度納税義務者数及び調定額の構成



(4) 納税義務者1人あたりの調定額

(単位：円、%)

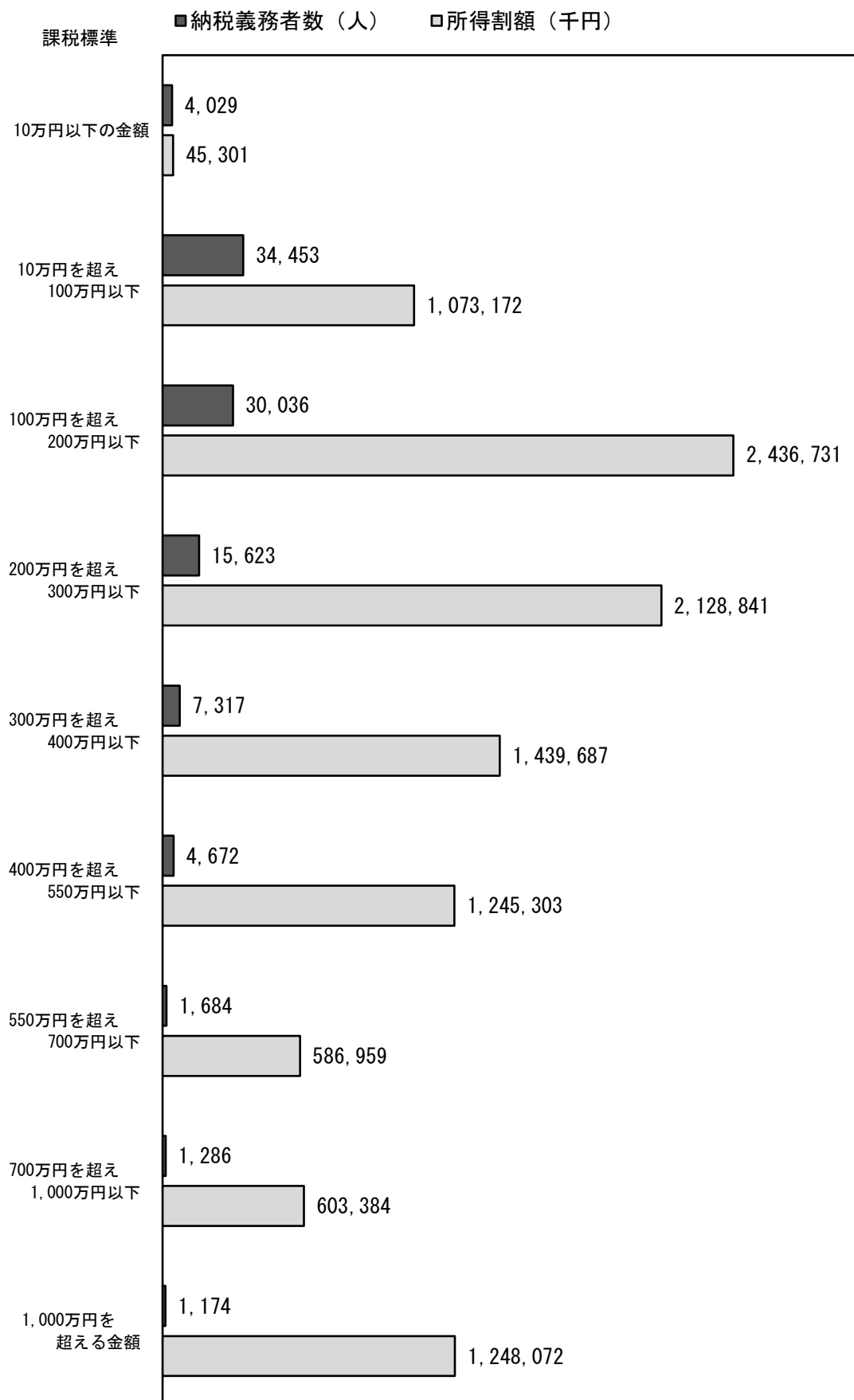
年度 区分		平成30年度		令和元年度		2年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
普通徴収		76,144	105.0	74,783	98.2	75,868	101.5
給与特別徴収		118,856	94.8	118,934	100.1	119,520	100.5
公的年金特別徴収		30,119	102.6	29,456	97.8	29,457	100.0
全体		94,744	99.9	94,645	99.9	95,543	100.9

## (5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

年 度	所得者区分		給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	家屋敷等 のみ	分離譲渡 所得者	合 計
	納税義務者数（人）	構成比（％）							
令和元年度	所得割を納める者	納税義務者数（人）	82,187	5,599	6	18,328	1	—	106,121
		構成比（％）	77.4	5.3	0.0	17.3	0.0	—	100.0
	市民税額（千円）	9,473,734	567,404	583	1,286,414	4	—	11,328,139	
		構成比（％）	83.6	5.0	0.0	11.4	0.0	—	100.0
	1人あたりの 市民税額（円）	115,271	101,340	97,167	70,189	4,000	—	106,747	
	所得割を納める者	納税義務者数（人）	79,626	4,892	6	14,776	—	956	100,256
		所得金額（千円）	253,285,352	14,901,705	18,161	31,252,811	—	4,423,941	303,881,970
		構成比（％）	83.3	4.9	0.0	10.3	—	1.5	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,180,938	3,046,138	3,026,833	2,115,106	—	4,627,553	3,031,060
	2年度	所得割を納める者	納税義務者数（人）	83,082	5,591	7	17,967	7	—
構成比（％）			77.9	5.2	0.0	16.9	0.0	—	100.0
市民税額（千円）		9,594,993	610,383	509	1,293,693	25	—	11,499,603	
		構成比（％）	83.4	5.3	0.0	11.3	0.0	—	100.0
1人あたりの 市民税額（円）		115,488	109,172	72,714	72,004	3,571	—	107,822	
所得割を納める者		納税義務者数（人）	80,460	4,955	6	14,526	—	893	100,840
		所得金額（千円）	256,720,535	15,633,468	13,459	30,723,750	—	4,484,331	307,575,543
		構成比（％）	83.5	5.0	0.0	10.0	—	1.5	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,190,660	3,155,089	2,243,167	2,115,087	—	5,021,647	3,050,134
3年度		所得割を納める者	納税義務者数（人）	82,438	5,726	4	17,978	1	—
	構成比（％）		77.7	5.4	0.0	16.9	0.0	—	100.0
	市民税額（千円）	9,316,681	594,047	449	1,265,562	4	—	11,176,743	
		構成比（％）	83.4	5.3	0.0	11.3	0.0	—	100.0
	1人あたりの 市民税額（円）	113,014	103,746	112,250	70,395	4,000	—	105,295	
	所得割を納める者	納税義務者数（人）	79,640	5,038	4	14,672	—	920	100,274
		所得金額（千円）	260,571,057	16,188,861	13,880	32,464,553	—	4,831,719	314,070,070
		構成比（％）	83.0	5.2	0.0	10.3	—	1.5	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,271,862	3,213,351	3,470,000	2,212,688	—	5,251,869	3,132,119

(各年度 課税状況調第2表、5表～11表)

## 令和3年度 課税標準段階別所得割額等の構成





## 2 法人市民税

### (1) 納税者数

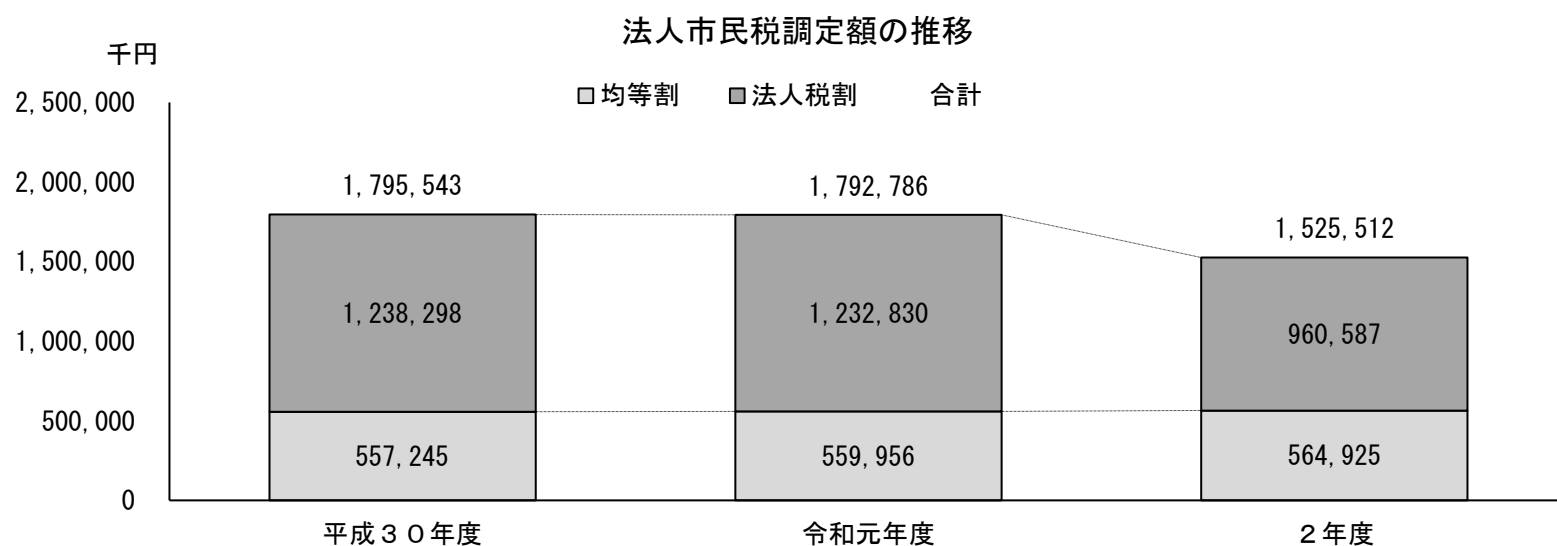
(単位：円、社、%)

資本金等の額	市内の 従業者数	均等割税率 (年額)	平成30年度		令和元年度		2年度	
			納税者数	構成比	納税者数	構成比	納税者数	構成比
50億円超	50人超	3,600,000	32	0.7	30	0.7	29	0.6
10億円超 50億円以下		2,100,000	13	0.3	12	0.3	13	0.3
10億円超	50人以下	492,000	204	4.5	199	4.3	193	4.1
1億円超 10億円以下	50人超	480,000	28	0.6	28	0.6	27	0.6
	50人以下	192,000	159	3.5	147	3.2	150	3.2
1千万円超 1億円以下	50人超	180,000	64	1.4	63	1.4	63	1.3
	50人以下	156,000	551	12.1	548	11.9	538	11.4
1千万円以下	50人超	144,000	23	0.5	20	0.4	18	0.4
上記以外の法人		60,000	3,481	76.4	3,543	77.2	3,671	78.1
合計			4,555	100.0	4,590	100.0	4,702	100.0

### (2) 調定額

(単位：円、%)

		平成30年度		令和元年度		2年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
法人税割	現年度	1,216,291,600	99.6	1,214,424,400	99.8	942,832,100	77.6
	過年度	22,006,900	159.2	18,405,800	83.6	17,754,900	96.5
	計	1,238,298,500	100.3	1,232,830,200	99.6	960,587,000	77.9
均等割	現年度	547,569,000	100.0	549,120,000	100.3	547,940,000	99.8
	過年度	9,676,000	73.9	10,836,000	112.0	16,985,000	156.7
	計	557,245,000	99.4	559,956,000	100.5	564,925,000	100.9
合計		1,795,543,500	100.0	1,792,786,200	99.8	1,525,512,000	85.1



(3) 業種別調定額

	平成30年度		令和元年度		2年度	
	納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額
農業, 林業	5	833,700	5	1,692,300	5	501,400
漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	793	169,856,200	804	198,252,200	842	199,474,800
製造業	489	408,040,400	487	368,718,300	497	277,751,300
電気・ガス・ 熱供給・水道業	13	1,740,400	15	3,043,600	15	4,480,400
情報通信業	59	81,342,500	55	47,252,400	69	31,893,200
運輸業, 郵便業	198	127,501,300	203	155,260,400	202	141,681,600
卸売業, 小売業	923	472,343,200	910	466,167,100	913	385,497,000
金融業, 保険業	71	136,315,400	69	118,270,000	72	123,912,200
不動産業, 物品賃貸業	653	124,864,900	654	136,029,900	663	113,654,100
学術研究, 専門・技術 サービス業	144	16,970,200	152	17,914,400	156	19,896,200
宿泊業, 飲食サービス業	225	52,386,400	222	60,416,600	243	48,240,100
生活関連サービス業, 娯楽業	178	57,105,900	183	64,584,700	185	39,721,900
教育, 学習支援業	71	12,794,000	75	11,781,900	80	11,374,200
医療, 福祉	340	57,015,500	345	59,529,600	360	58,179,000
複合サービス事業	12	4,885,600	12	6,264,400	14	8,789,300
サービス業, その他	381	71,547,900	399	77,608,400	386	60,465,300
合計	4,555	1,795,543,500	4,590	1,792,786,200	4,702	1,525,512,000

※ 総務省の日本標準産業分類の大分類

(4) eLTA Xによる電子申告書提出件数

	平成30年度	令和元年度	2年度
電子申告件数	4,116件	4,419件	4,698件
電子申告率	64.4%	69.0%	73.2%

---

## V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

---

1	固定資産税	
(1)	納税義務者数	15
(2)	調定額	15
(3)	土地	16
(4)	家屋	17
(5)	償却資産	18
(6)	交付金・納付金	19
2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19



## V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

### 1 固定資産税

#### (1) 納税義務者数

(単位：人、%)

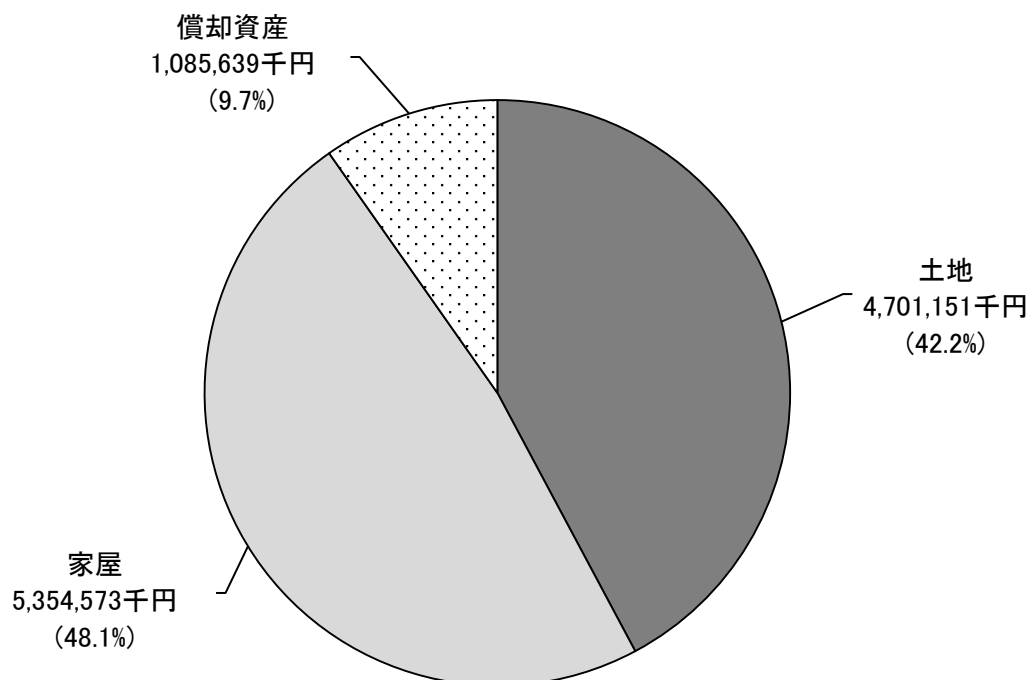
区分	年度	平成30年度		令和元年度		2年度	
		納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地		65,815	100.2	65,878	100.1	65,841	99.9
家屋		72,095	100.2	72,076	100.0	72,026	99.9
償却資産		1,302	101.5	1,364	104.8	1,417	103.9

#### (2) 調定額

(単位：千円、%)

区分	年度	平成30年度		令和元年度		2年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地		4,698,831	99.4	4,696,125	99.9	4,701,151	100.1
家屋		5,105,369	98.3	5,249,682	102.8	5,354,573	102.0
小計		9,804,200	98.8	9,945,807	101.4	10,055,724	101.1
償却資産		1,045,578	96.4	1,058,176	101.2	1,085,639	102.6
合計		10,849,778	100.8	11,003,983	101.4	11,141,363	101.2

令和2年度固定資産税調定額の構成 (滞納繰越分を除く)



(3) 土地

① 令和3年度地目別評価地積等の構成

区分 地目	評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格		
	筆数 (筆)	地積 (㎡)	構成比 (%)	筆数 (筆)	地積 (㎡)	総額 (千円)	免税点以上 のもの(千円)	平均価格 (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
田	一般田	1,631	954,741	6.6	263	142,810	131,095	112,636	137	225
	介在田・市街化区域田	288	94,841	0.7	1	26	3,255,121	3,254,695	34,332	90,384
畑	一般畑	698	327,667	2.3	95	50,818	25,574	21,997	78	204
	介在畑・市街化区域畑	381	89,116	0.6	5	934	3,200,585	3,198,461	35,915	89,242
宅地	105,099	12,325,925	85.6	922	15,580	937,043,851	936,253,194	76,022	279,175	
池沼	1	3	0.0	0	0	0	0	0	0	18
山林	298	96,146	0.7	34	12,192	783,246	782,166	16,002	60,803	
原野	30	4,930	0.0	4	896	35	28	7	54	
雑種地	ゴルフ場等の用地	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地(単体)	581	229,596	1.6	0	0	7,724,184	7,724,184	33,643	37,072
	鉄軌道用地(複合)	129	20,547	0.1	0	0	958,968	958,968	46,672	217,428
	その他の雑種地	932	251,976	1.8	30	2,968	8,590,531	8,587,395	34,093	120,700
合計	110,068	14,395,488	100.0	1,354	226,224	961,713,190	960,893,724	66,807		

(概要調書による)

② 地目別課税標準額及び地積(免税点以上のもの)

(単位:千円、㎡)

地目	年度	令和元年度	2年度	3年度
		課税標準額	1,311,499	1,271,844
田	地積	928,730	917,653	906,746
	課税標準額	1,194,602	1,178,673	1,120,794
畑	地積	378,543	370,757	365,031
	課税標準額	324,452,140	322,449,865	319,680,596
宅地	地積	12,308,369	12,274,995	12,310,345
	課税標準額	0	0	0
池沼	地積	3	3	3
	課税標準額	631,878	602,187	533,779
山林	地積	92,256	90,628	83,954
	課税標準額	28	28	28
原野	地積	4,034	4,034	4,034
	課税標準額	6,174,813	6,158,938	6,018,790
雑種地	鉄軌道用地	地積	250,143	250,143
	その他の雑種地	課税標準額	5,939,447	6,366,073
地積		260,414	272,379	249,008
合計	課税標準額	339,704,407	338,027,608	334,224,312
	地積	14,222,492	14,180,592	14,169,264

(概要調書による)

(4) 家屋

① 令和3年度用途・構造別評価額及び床面積

用途別	区分	総 数				免税点未満のもの		
		評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	平均価格 (円/㎡)	評価額 (千円)	床面積 (㎡)	
木造	専 用 住 宅	108,752,762	52,381	4,402,863	24,700	148,535	55,379	
	共同住宅・寄宿舎	6,576,686	1,117	250,519	26,252	161,195	4,033	
	併 用 住 宅	2,732,352	2,747	222,085	12,303	26,447	4,633	
	工 場 ・ 倉 庫	198,590	499	31,790	6,247	5,293	2,288	
	そ の 他	1,051,508	1,913	71,452	14,716	15,343	7,170	
	計	119,311,898	58,657	4,978,709	23,964	356,813	73,503	
非木造	事務所・店舗・銀行	鉄骨鉄筋造	5,161,090	14	70,173	73,548	0	0
		鉄筋造	6,315,930	129	132,957	47,504	11,209	499
		鉄骨造	33,188,736	924	664,398	49,953	1,004,801	22,665
		軽量鉄骨造	458,384	136	17,981	25,493	4,354	604
		ブロック造	2,369	5	141	16,801	0	0
		計	45,126,509	1,208	885,650	50,953	1,020,364	23,768
	住宅・アパート	鉄骨鉄筋造	33,197,739	67	570,116	58,230	50,323	859
		鉄筋造	77,912,447	1,674	1,414,195	55,093	559,976	10,074
		鉄骨造	34,815,169	3,998	905,453	38,451	831,558	22,293
		軽量鉄骨造	17,723,870	3,351	528,334	33,547	26,093	1,335
		ブロック造	94,118	226	8,750	10,756	1,394	348
		計	163,743,343	9,316	3,426,848	47,782	1,469,344	34,909
	ホテル・病院	鉄骨鉄筋造	463,810	4	5,255	88,261	0	0
		鉄筋造	2,622,206	29	47,903	54,740	0	0
		鉄骨造	2,891,754	47	35,162	82,241	12,223	419
		軽量鉄骨造	134,903	7	2,072	65,108	0	0
		ブロック造	0	0	0	0	0	0
		計	6,112,673	87	90,392	67,524	12,223	419
	工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋造	35,688	3	2,423	14,729	0	0
		鉄筋造	1,485,602	89	55,688	26,677	19,830	658
		鉄骨造	24,166,028	1,068	861,020	28,067	883,899	40,966
		軽量鉄骨造	636,314	346	75,966	8,376	17,791	2,709
		ブロック造	57,388	128	6,292	9,121	2,917	313
		計	26,381,020	1,634	1,001,389	26,344	924,437	44,646
	その他	鉄骨鉄筋造	1,524,137	4	19,911	76,547	0	0
		鉄筋造	17,364,778	10,909	444,269	39,086	69,981	1,371
		鉄骨造	8,868,671	105	181,219	48,939	1,585,942	35,282
		軽量鉄骨造	78,830	88	6,062	13,004	252	7
		ブロック造	20,750	90	1,938	10,707	358	74
		計	27,857,166	11,196	653,399	42,634	1,656,533	36,734
合計	鉄骨鉄筋造	40,382,464	92	667,878	60,464	50,323	859	
	鉄筋造	105,700,963	12,830	2,095,012	50,454	660,996	12,602	
	鉄骨造	103,930,358	6,142	2,647,252	39,260	4,318,423	121,625	
	軽量鉄骨造	19,032,301	3,928	630,415	30,190	48,490	4,655	
	ブロック造	174,625	449	17,121	10,199	4,669	735	
	計	269,220,711	23,441	6,057,678	44,443	5,082,901	140,476	

(概要調書による)

② 令和3年度家屋の増減

増減区分 用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	専 用 住 宅	63,251	5,093,112	613	29,504	333,663	370
	併 用 住 宅	787	66,565	5	4,281	48,110	45
	共同住宅・寄宿舍	13,304	1,118,979	31	13,545	113,849	57
	工 場 ・ 倉 庫	492	16,934	4	1,019	3,833	15
	そ の 他	1,616	98,038	6	884	14,164	38
	小 計	79,450	6,393,628	659	49,233	513,619	525
非 木 造	事務所・店舗・銀行	9,184	1,214,746	11	3,486	96,230	16
	住宅・アパート	14,624	1,453,654	64	6,494	195,754	43
	工場・倉庫・市場	3,858	277,273	11	5,016	155,232	19
	そ の 他	907	75,666	2	2,508	55,153	17
	小 計	28,573	3,021,339	88	17,504	502,369	95
合 計		108,023	9,414,967	747	66,737	1,015,988	620

(概要調書による)

(5) 償却資産

① 令和3年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				特例該当分(ア)	(ア) 以外
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	17,864,692	17,463,608	397,866	17,065,742
	機 械 及 び 装 置	21,138,197	19,880,795	962,441	18,918,354
	船 舶	4,527	4,477	50	4,427
	車 両 及 び 運 搬 具	687,440	674,178	13,262	660,916
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	13,364,692	13,101,973	247,245	12,854,728
	小 計	53,059,548	51,125,031	1,620,864	49,504,167
法第389条の規定により総務大臣が価格等を決定し配分したもの		27,368,381	26,684,976		
合 計		80,427,929	77,810,007		

(概要調書による)



② e L T A Xによる電子申告受付数

	平成30年度	令和元年度	2年度
電子申告件数	1,395 件	1,621 件	1,764 件
電子申告率	27.3 %	31.2 %	34.0 %

(6) 交付金・納付金

年度別交付(納付)額

(単位：千円、%)

区分	平成30年度		令和元年度		2年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
交付金	287,762	99.9	286,536	99.6	289,085	100.9
納付金	—	—	—	—	—	—
合計	287,762	99.9	286,536	99.6	289,085	100.9

## 2 都市計画税

(1) 納税義務者数及び調定額

区分	平成30年度	令和元年度	2年度
納税義務者数(人)	78,766	78,694	78,564
前年度比(%)	100.1	99.9	99.8
調定額(千円)	2,464,708	2,491,547	2,509,779
前年度比(%)	98.8	101.1	100.7

## 3 特別土地保有税

平成15年度以降、課税停止。

# ねや丸くん



- **性格**…たくましく、正義感が強い
- **特技**…独楽(こま)
- **好きなこと**…和歌を詠む
- **自慢**…やさしいまな差しでみんなを安心させる

---

## VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

---

1	軽自動車税	
(1)	種別割（車種別課税台数及び調定額）・・・・・・・・	21
(2)	環境性能割（調定額）・・・・・・・・・・・・・・・・	22
2	市たばこ税	
(1)	調定額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3	入湯税	
(1)	調定額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22



# VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

## 1 軽自動車税

(1) 種別割 (車種別課税台数及び調定額)

(単位：台、千円、%)

区 分		平成30年度			令和元年度			2年度				
		台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比		
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	17,981	35,955	95.3	16,165	32,330	89.9	15,343	30,685	94.9		
	90cc以下	715	1,430	93.2	668	1,336	93.4	655	1,310	98.1		
	125cc以下	6,252	15,003	104.0	6,431	15,434	102.9	6,742	16,181	104.8		
	ミニカー	97	359	91.6	99	366	101.9	115	425	116.1		
	小 計	25,045	52,747	97.5	23,363	49,466	93.8	22,855	48,601	98.3		
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪のもの	3,221	11,596	101.1	3,097	11,149	96.1	3,091	11,127	99.8		
	三輪のもの	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0		
	四輪のもの	乗用	営業用	13	81	139.7	13	83	102.5	14	91	109.6
			自家用	21,021	187,368	106.2	21,117	194,717	103.9	21,402	203,010	104.3
		貨物	営業用	631	2,147	106.3	637	2,233	104.0	697	2,483	111.2
			自家用	6,249	29,534	99.6	6,053	29,083	98.5	6,000	29,303	100.8
	農 耕 用	40	96	100.0	41	98	102.1	39	94	95.9		
	特殊作業用	85	502	99.0	76	449	89.4	76	448	99.8		
	小 計	31,260	231,324	105.0	31,034	237,812	102.8	31,319	246,556	103.7		
二輪の小型自動車	2,628	15,768	100.1	2,572	15,432	97.9	2,696	16,176	104.8			
合 計	58,933	299,839	103.4	56,969	302,710	101.0	56,870	311,333	102.8			

## (2) 環境性能割 (調定額)

年 度	平成30年度	令和元年度	2年度
調定額 (円)	—	3,396,400	14,131,500
前年度比 (%)	—	皆増	416.1

※ 環境性能割の制度は令和元年10月から開始したため、令和元年度は対象期間が令和元年10月～令和2年1月分の収入分であるが、令和2年度は対象期間が令和2年2月～令和3年1月分の収入分であるため、増加率が高くなっている。

## 2 市たばこ税

### (1) 調定額等

年度 区分	平成30年度	令和元年度	2年度
消費本数 (千本)	旧3級品 10,090 旧3級品以外 264,438	旧3級品 5,367 旧3級品以外 262,138	製造たばこ 254,217
税率	旧3級品 1,000本につき4,000円 旧3級品以外 1,000本につき5,262円 (H30.10.1以降) 1,000本につき5,692円	旧3級品 1,000本につき4,000円 (R1.10.1以降) 1,000本につき5,692円 旧3級品以外 1,000本につき5,692円	1,000本につき5,692円 (R2.10.1以降) 1,000本につき6,122円
調定額 (千円)	1,478,264	1,513,773	1,492,169
前年度比 (%)	97.7	102.4	98.6

※ 調定額には手持品課税による調定額も含む

※ 令和元年10月1日、旧3級品に係る特例税率が廃止され、旧3級品以外の製造たばこと同率になったため、令和2年度は「製造たばこ」と表記

## 3 入湯税

### (1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	平成30年度	令和元年度	2年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数	0	0	0
宿泊する者	0	0	0
宿泊しない者	200,836	179,283	109,673
調定額	15,062,700	13,446,225	8,225,475

※ 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者150円、宿泊しない者75円

---

## Ⅶ 地方譲与税及び府交付金等

---

1	地方譲与税	23
2	府交付金	24
3	府民税徴収委託金	25





## VII 地方譲与税及び府交付金等

### 1 地方譲与税

#### (1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	2年度
6月期分	27,208,000	24,028,000	29,291,000
11月期分	39,430,000	36,224,000	25,792,000
3月期分	30,597,000	25,937,000	29,766,000
計	97,235,000	86,189,000	84,849,000

#### (2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	2年度
6月期分	62,361,000	68,896,000	64,793,000
11月期分	97,693,000	103,613,000	101,240,000
3月期分	79,469,000	75,705,000	80,830,000
計	239,523,000	248,214,000	246,863,000

#### (3) 地方道路譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	2年度
6月期分	0	0	0
11月期分	0	34	0
3月期分	0	0	0
計	0	34	0

#### (4) 森林環境譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	2年度
9月期分	-	4,532,000	9,632,000
3月期分	-	4,533,000	9,632,000
計	-	9,065,000	19,264,000

## 2 府交付金

### (1) 利子割交付金

(単位：円)

区分	年度	平成30年度	令和元年度	2年度
8月期分		27,355,000	17,218,000	17,341,000
12月期分		25,699,000	13,144,000	12,313,000
3月期分		15,827,000	11,562,000	10,930,000
計		68,881,000	41,924,000	40,584,000

### (2) 配当割交付金

(単位：円)

区分	年度	平成30年度	令和元年度	2年度
8月期分		47,872,000	51,343,000	46,991,000
12月期分		7,722,000	8,463,000	8,501,000
3月期分		108,353,000	133,575,000	116,379,000
計		163,947,000	193,381,000	171,871,000

### (3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

区分	年度	平成30年度	令和元年度	2年度
3月期分		138,939,000	111,228,000	194,470,000

### (4) 法人事業税交付金

(単位：円)

区分	年度	平成30年度	令和元年度	2年度
8月期分		-	-	80,959,000
12月期分		-	-	12,427,000
3月期分		-	-	23,741,000
計		-	-	117,127,000

※令和2年度から交付開始

### (5) 地方消費税交付金

(単位：円)

区分	年度	平成30年度	令和元年度	2年度
6月期分		950,583,000	962,536,000	1,057,082,000
9月期分		1,227,659,000	1,198,134,000	1,560,986,000
12月期分		687,879,000	512,799,000	833,838,000
3月期分		1,012,620,000	1,026,063,000	1,173,802,000
計		3,878,741,000	3,699,532,000	4,625,708,000

※ 社会保障財源交付金を含む。

(6) 自動車取得税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	2年度
8月期分	55,816,000	61,807,000	0
12月期分	59,298,000	35,529,603	8,222
3月期分	67,166,000	31,613	0
計	182,280,000	97,368,216	8,222

(7) 環境性能割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	2年度
8月期分	-	-	17,518,000
12月期分	-	8,395,000	21,873,000
3月期分	-	21,915,000	20,575,000
計	0	30,310,000	59,966,000

### 3 府民税徴収委託金

(1) 府民税徴収委託金

(単位：円)

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	2年度
8月期分	91,834,681	87,670,137	86,232,371
11月期分	86,565,178	86,361,229	92,476,540
2月期分	83,418,073	83,873,661	84,393,001
5月期分	82,269,215	82,298,668	82,127,779
計	344,087,147	340,203,695	345,229,691



---

## VIII 徴収

---

1	徴収率の推移	26
2	収納種別実施状況	
(1)	取扱件数及び金額	27
(2)	税目内訳件数及び金額	27
3	口座振替利用者数の状況	28
4	督促状発送状況	28
5	不納欠損額	28
6	歳出還付金の状況	29



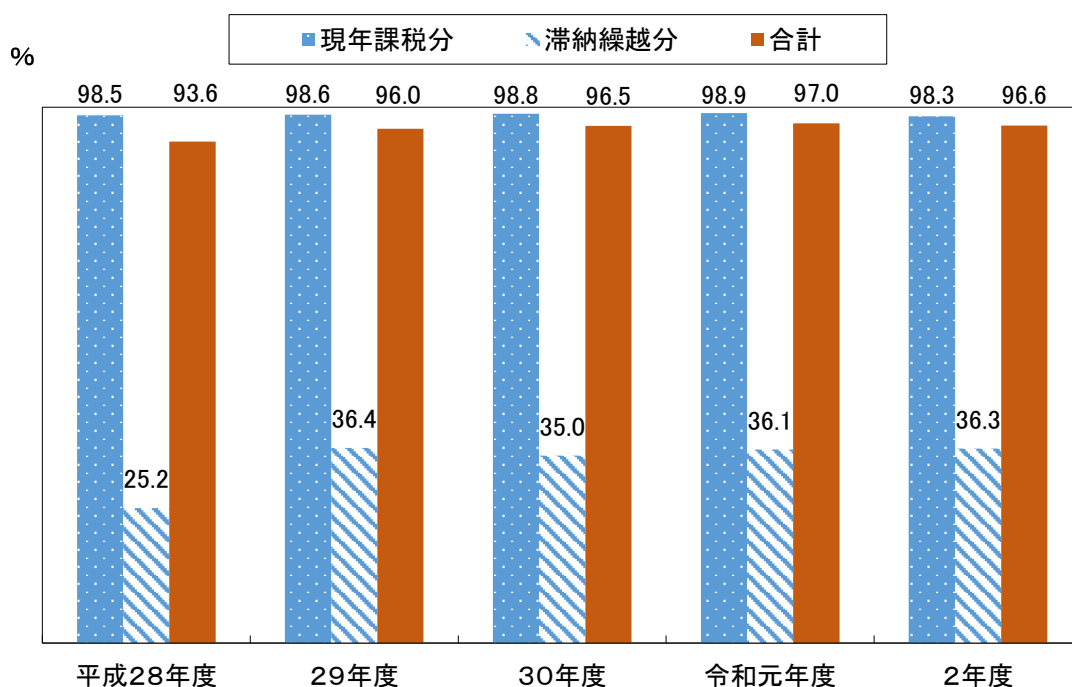
# VIII 徴収

## 1 徴収率の推移

(単位：%)

税目	区分	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
個人市民税	現年課税分	98.0	98.2	98.3	98.4	98.3
	滞納繰越分	43.9	51.8	56.5	63.2	60.7
法人市民税	現年課税分	99.6	99.8	99.9	99.8	94.7
	滞納繰越分	12.7	18.4	27.0	43.1	91.4
固定資産税	現年課税分	98.5	98.7	98.9	99.0	98.4
	滞納繰越分	23.3	28.5	24.2	22.8	24.6
軽自動車税	現年課税分	94.5	95.0	95.2	96.9	97.9
	滞納繰越分	17.5	19.5	26.7	32.3	28.5
市たばこ税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
入湯税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	84.0
都市計画税	現年課税分	98.5	98.6	98.8	98.9	98.6
	滞納繰越分	23.3	28.5	24.2	22.8	24.6
市税合計	現年課税分	98.5	98.6	98.8	98.9	98.3
	滞納繰越分	25.2	36.4	35.0	36.1	36.3
	合計	93.6	96.0	96.5	97.0	96.6

徴収率の推移



## 2 収納種別実施状況

### (1) 取扱件数及び金額

(単位:件、円)

種別	年度	平成30年度		令和元年度		2年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
金融機関窓口等		184,855	7,180,978,640	204,032	7,582,847,467	127,980	7,137,641,845
口座振替		39,641	3,288,539,896	39,484	3,178,126,059	39,328	3,260,959,483
クレジットカード		0	0	127	5,176,560	4,198	181,072,616
スマートフォン決済		0	0	91	1,258,876	2,120	55,971,133
コンビニ		117,379	2,896,194,882	119,462	2,660,418,741	119,746	2,819,235,109
ペイジー		49,702	2,480,370,495	52,359	2,422,069,412	50,374	2,558,094,306
その他		22,138	312,370,982	21,968	386,353,880	18,194	324,982,367
合計		413,715	16,158,454,895	437,523	16,236,250,995	361,940	16,337,956,859

※ 対象税目は市府民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税・軽自動車税で、内訳は下記のとおりです。

### (2) 税目内訳件数及び金額

(単位:件、円)

税目・種別	年度	平成30年度		令和元年度		2年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市府民税(普通徴収)	金融機関窓口等	51,531	220,867,111	48,222	1,057,773,856	31,392	817,522,736
	口座振替	6,181	587,753,196	5,939	340,498,219	5,602	354,220,723
	クレジットカード	0	0	62	2,931,300	862	35,641,596
	スマートフォン決済	0	0	58	712,656	563	11,899,653
	コンビニ	28,171	866,064,555	27,952	518,725,138	27,690	540,300,366
	ペイジー	11,649	782,583,515	12,304	521,149,982	11,660	513,585,826
	計	97,532	2,457,268,377	94,537	2,441,791,151	77,769	2,273,170,900
固定資産税・都市計画税	金融機関窓口等	116,585	6,884,861,557	133,492	6,441,173,931	84,135	6,248,529,285
	口座振替	31,162	2,688,224,800	31,306	2,824,819,820	31,542	2,894,552,920
	クレジットカード	0	0	65	2,245,260	1,984	137,875,300
	スマートフォン決済	0	0	31	526,560	975	41,250,440
	コンビニ	57,807	1,873,669,239	60,115	1,980,245,483	59,454	2,103,971,903
	ペイジー	29,802	1,655,459,580	31,320	1,854,734,410	30,556	2,000,258,620
	計	235,356	13,102,215,176	256,329	13,103,745,464	208,646	13,426,438,468
軽自動車税	金融機関窓口等	16,739	75,249,972	22,318	83,899,680	12,453	71,589,824
	口座振替	2,298	12,561,900	2,239	12,808,020	2,184	12,185,840
	クレジットカード	0	0	0	0	1,352	7,555,720
	スマートフォン決済	0	0	2	19,660	582	2,821,040
	コンビニ	31,401	156,461,088	31,395	161,448,120	32,602	174,962,840
	ペイジー	8,251	42,327,400	8,735	46,185,020	8,158	44,249,860
	計	58,689	286,600,360	64,689	304,360,500	57,331	313,365,124
その他		22,138	312,370,982	21,968	386,353,880	18,194	324,982,367
合計		413,715	16,158,454,895	437,523	16,236,250,995	361,940	16,337,956,859



### 3 口座振替利用者数の状況

(単位:人、%)

種別	平成30年度			令和元年度			2年度		
	義務者数	利用者数	利用率	義務者数	利用者数	利用率	義務者数	利用者数	利用率
個人市民税 (普通徴収)	32,970	6,181	18.7	32,610	5,939	18.2	32,610	5,602	17.2
固定資産税 都市計画税	79,779	31,162	39.1	79,732	31,306	39.3	79,630	31,542	39.6
軽自動車税	45,380	2,298	5.1	44,634	2,239	5.0	44,634	2,184	4.9
合計	158,129	39,641	25.1	156,976	39,484	25.2	156,874	39,328	25.1

### 4 督促状発送状況

(単位:件、%)

種別	平成30年度		令和元年度		2年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
個人市民税 (普通徴収)	22,020	29.9%	23,818	31.4%	19,255	31.6%
個人市民税 (特別徴収)	8,596	11.7%	9,110	12.0%	8,173	13.4%
法人市民税	254	0.3%	236	0.3%	264	0.4%
市民税計	30,870	41.9%	33,164	43.7%	27,692	45.4%
固定資産税 都市計画税	34,624	46.9%	34,831	45.8%	28,068	46.1%
軽自動車税	8,241	11.2%	7,974	10.5%	5,190	8.5%
合計	73,735	100.0%	75,969	100.0%	60,950	100.0%

### 5 不納欠損額

(単位:件、円)

種別	平成30年度		令和元年度		2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市民税	1,423	66,008,211	1,958	38,376,040	1,103	39,485,798
法人市民税	86	5,547,580	61	1,449,160	31	544,280
固定資産税 都市計画税	788	101,112,140	1,127	33,875,759	604	12,578,257
軽自動車税	3,027	6,541,430	923	2,504,879	1,681	4,310,870
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-
合計	5,324	179,209,361	4,069	76,205,838	3,419	56,919,205

## 6 歳出還付金の状況

(単位:件、円)

種別	平成30年度		令和元年度		2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市・府民税	1,047	31,521,180	1,015	29,493,490	1,410	34,721,430
法人市民税	246	25,486,800	271	23,690,720	314	43,835,800
固定資産税 都市計画税	425	60,733,937	497	7,467,638	412	19,243,050
軽自動車税	50	240,920	10	88,920	23	104,060
合計	1,768	117,982,837	1,793	60,740,768	2,159	97,904,340

---

## IX その他

---

1	徴税費の状況	30
2	税務機構及び事務分掌	31
3	税務職員の年齢及び経験年数等	32
4	税務職員の手当	32
5	固定資産評価審査委員会委員	33
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数	33
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	34
(2)	証明手数料収入額 (市民サービス部税担当部署分)	35



# IX その他

## 1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

区 分		平成30年度			令和元年度			2年度			
		決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	
税収入額	市 税 (1)	28,611,217	99.8	/	28,885,995	101.0	/	28,738,769	99.5	/	
	個人府民税 (2)	7,576,100	101.5		7,627,894	100.7		7,694,624	100.9		
	計 (3)	36,187,317	100.2		36,513,889	100.9		36,433,393	99.8		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	182,141	96.3	38.7	188,028	103.2	40.4	199,050	105.9	39.8
		諸 手 当	132,909	101.2	28.3	124,728	93.8	26.7	141,583	113.5	28.2
		時間外勤務手当	10,200	119.9	2.2	7,704	75.5	1.6	11,322	147.0	2.2
		税務特別手当	28	16.7	0.0	21	75.0	0.0	22	104.8	0.0
		その他の手当	122,681	100.0	26.1	117,003	95.4	25.1	130,239	111.3	26.0
		そ の 他 ( 共 済 費 等 )	69,615	99.3	14.8	68,127	97.9	14.6	71,943	105.6	14.4
	計	384,665	98.5	81.8	380,883	99.0	81.7	412,576	108.3	82.4	
	需 用 費	旅 費	158	162.9	0.0	41	25.9	0.0	139	339.0	0.0
		賃 金	8,857	110.0	1.9	6,519	73.6	1.4	8,769	134.5	1.8
		そ の 他	76,590	109.1	16.3	78,515	102.5	16.9	79,254	100.9	15.8
		計	85,605	109.2	18.2	85,075	99.4	18.3	88,162	103.6	17.6
	合 計 (4)		470,270	100.3	100.0	465,958	99.1	100.0	500,738	107.5	100.0
	府民税徴収取扱費 (5)		321,312	100.3	/	323,347	100.6	/	326,795	101.1	/
(4) - (5) = (6)		148,958	100.1	142,611		95.7	173,943		122.0		
税収入に対する徴税額の割合	(4) / (3)	1.3%			1.3%			1.4%			
	(6) / (1)	0.5%			0.5%			0.6%			
税 務 職 員 数		53 人			57 人			59 人			

(各年度 課税状況調第39表)

## 2 税務機構及び事務分掌

### (1) 税務機構

令和3年3月31日現在

	次長	課長	課長代理	係長	副係長	係員	計
税務管理担当	1	—	1	—	—	7	9
市民税担当	—	1	—	2	—	12	15
固定資産税担当	—	1	—	3	—	12	16
徴収・納付担当	—	1	—	2	1	15	19
計	1	3	1	7	1	46	59

※ 税務管理担当の次長は税務管理担当課長と兼務。  
係員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む。

### (2) 市民サービス部税4担当の事務分掌

#### 税務管理担当

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税の総括に関すること。
- (4) 軽自動車税の賦課及び調査に関すること。
- (5) 市たばこ税の賦課及び調査に関すること。
- (6) 入湯税の賦課及び調査に関すること。
- (7) 地方譲与税並びに国税及び府税に係る交付金に関すること。
- (8) 納税証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。

#### 市民税担当

- (1) 市民税及び府民税の賦課及び調査に関すること。
- (2) 市民税等に関する証明書の作成及び交付に関すること。

#### 固定資産税担当

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の調査に関すること。
- (3) 固定資産の評価に関すること。
- (4) 固定資産税及び都市計画税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (5) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (6) 特別土地保有税の賦課及び調査に関すること。

#### 徴収・納付担当

- (1) 市税等の徴収及び収納に関すること。
- (2) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (3) 市税等の口座振替に関すること。
- (4) 市税等の督促及び滞納処分に関すること。
- (5) 市税等の不納欠損に関すること。
- (6) 滞納債権の徴収等に係る助言・指導に関すること。
- (7) 滞納債権に係る調査・研究及び総合調整に関すること。

### 3 税務職員の年齢及び経験年数等

#### (1) 年齢別職員数

令和3年3月31日現在

年齢 担当名	25歳 未満	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 以上	計	平均年齢
税務管理担当	1	1	1	2	1	1	2	9	40歳5月
市民税担当	1	3	3	1	4	2	1	15	34歳4月
固定資産税担当	—	2	—	1	—	4	9	16	50歳7月
徴収・納付担当	—	2	2	3	2	1	9	19	47歳8月
計	2	8	6	7	7	8	21	59	44歳7月

#### (2) 税務経験年数別職員数

令和3年3月31日現在

年数 担当名	0年 ～ 1年	2年 ～ 3年	4年 ～ 5年	6年 ～ 7年	8年 ～ 9年	10年 ～ 14年	15年 以上	計	平均経験 年数
税務管理担当	4	2	1	1	1	—	—	9	3年0月
市民税担当	3	2	5	2	—	3	—	15	5年3月
固定資産税担当	2	2	—	2	5	1	4	16	9年5月
徴収・納付担当	5	4	7	1	—	2	—	19	3年11月
計	14	10	13	6	6	6	4	59	5年7月

### 4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種類	支給対象職員	支給額	摘要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

## 5 固定資産評価審査委員会委員

役職	氏名	就任日	任期満了日
委員長	上原 武彦	平成23年7月10日 (4期目)	令和5年7月9日
委員長職務代理	山本 實	平成25年10月1日 (3期目)	令和4年9月30日
委員	平石 貴	令和2年11月1日 (1期目)	令和5年10月31日

## 6 固定資産評価審査委員会 審査申出件数

区 分		年 度		
		平成30年度	令和元年度	2年度
審査申出件数		1	0	0
審査決定件数	認容(一部認容含)	0	0	0
	棄却	0	0	0
	却下	1	0	0
	取下げ件数	0	0	0



## 7 税務証明

### (1) 税務に関する各種証明書

令和3年3月31日現在

	種別	使用目的	内容	備考
市民税担当	課税証明書 所得証明書 非課税証明書	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明書	自動車車庫証明等	法人所在地の証明	
固定資産税担当	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	評価証明書	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
	公課証明書	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出 3 税務署提出	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	固定資産課税台帳登録事項証明書	自動車車庫証明等	土地・家屋の資産証明	
	住宅用家屋証明書 (租税特別措置法に係る証明)	登記	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
税務管理担当	納税証明書 完納証明書	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出 6 自動車等継続検査申請 7 その他	・納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明 ・市税に滞納がないことの証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民生活担当証明発行窓口、各シティ・ステーション及び堀溝サービス窓口では、上記証明書のうち、「課税証明書」「所得証明書」「非課税証明書」「評価証明書」「公課証明書」「固定資産課税台帳登録事項証明書(自動車車庫証明等)」「納税証明書(法人市民税を除く)」などを発行している。

(2) 証明手数料収入額（市民サービス部税担当部署分）

	令和元年度		2年度		前年度比		備 考
	件 数 (件)	収 入 額 (円)	件 数 (件)	収 入 額 (円)	件 数 (%)	収入額 (%)	
市民税担当	3,149	944,700	2,787	836,100	88.5	88.5	
課税、所得、非課税 法人所在地	3,149	944,700	2,787	836,100	88.5	88.5	1件 300円
固定資産税担当	2,776	1,744,500	2,610	1,786,500	94.0	102.4	
各種台帳閲覧	863	258,900	584	175,200	67.7	67.7	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟 増すごとに50円 加算)
評価証明	1,041	375,000	1,079	399,600	103.7	106.6	
公課証明	24	8,200	20	6,600	83.3	80.5	
固定資産課税台帳 登録事項証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明 (租税特別措置法に 係る証明)	848	1,102,400	927	1,205,100	109.3	109.3	
税務管理担当	1,320	396,000	860	258,000	65.2	65.2	
個人市民税納税証明	201	60,300	182	54,600	90.5	90.5	1件 300円
法人市民税納税証明	658	197,400	364	109,200	55.3	55.3	
固定資産税納税証明	333	99,900	195	58,500	58.6	58.6	
軽自動車税納税証明	5	1,500	8	2,400	160.0	160.0	
その他証明書 (完納証明書等)	123	36,900	111	33,300	90.2	90.2	
合 計	7,245	3,085,200	6,257	2,880,600	86.4	93.4	

---

## 税率の変遷

---

市民税の税歴 . . . . .	36
諸税の税歴 . . . . .	58
主な税制改正（令和2年度適用） . . . . .	72



## ※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/22)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
昭和 24	個人		均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 その他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭						所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15 シャープ使節団 日本税制報告書 発表(シャープ勧告)	
25	25. 8. 1	25. 6.10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6.10	〃	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4.30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4.30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3.31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される。
30	30. 1. 1	30. 3.31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3.31	〃	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3.31	〃	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3.31	〃	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。

# 市民税の税歴(2/22)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1	37. 3. 20	38. 1. 1	38. 3. 20	39. 1. 1	39. 3. 20	40. 1. 1	40. 3. 20
所得控除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額 (限度額は 22,500 円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10 万円以下の金額 2 % 10 万円を超える金額 3 % 20 万円 " 4 % 50 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 250 万円 " 7 % 400 万円 " 8 % 600 万円 " 9 % 1,000 万円 " 10 % 2,000 万円 " 11 % 3,000 万円 " 12 % 5,000 万円 " 13 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % ( 配偶者、15歳以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が 5万円を超え扶養親族のすべて が15歳未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		同 左		同 左	
	配 当	市民税の所得割から 4% 府民税の所得割から 1.6% 課税所得金額が 1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		市民税の所得割から 3% 府民税の所得割から 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が準拠税率か ら標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100 を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

# 市民税の税歴(3/22)

賦課期日・申告期限	昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		
	41. 1. 1	41. 3. 20	42. 1. 1	42. 3. 15	43. 1. 1	43. 3. 15	
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える	同	左	配偶者及び扶養	配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2の額に7,500円を 加えた金額(限度額は22,500円)	同	左	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000円 特別障害 80,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000円	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同	左			
	雑損	総所得金額の10%を超える金額	同	左	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は150,000円)	同	左	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	
	基礎控除	100,000円	同	左	雑損	総所得金額の10%を超える金額	
					医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)	
				基礎控除	110,000円		
市 民 税	均等割	400円	同	左	均等割	400円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	同	左	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	
	均等割	100円	同	左	均等割	100円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%  ※特別控除の廃止	同	左	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	
	税 額 控 除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円	同	左	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2%  課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2で控除する。
		配当	市民税の所得割から配当所得の3%  府民税の所得割から配当所得の1.2%  課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。	同	左		
	摘 要	○配偶者控除が創設された。  青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円	○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円			青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円	

# 市民税の税歴(4/22)

賦課期日・申告期限	昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
	44. 1. 1	44. 3. 15	45. 1. 1	45. 3. 16	46. 1. 1	46. 3. 15	47. 1. 1	47. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき60,000円を加える	配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき80,000円を加える	配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき100,000円を加える	配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき110,000円を加える			
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ70,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ80,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ90,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ100,000円			
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	同 左	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超えたときは27,500円	同 左			
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左	同 左			
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左	同 左	同 左			
	医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000円)	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、300,000円)	総所得金額の 5% (10万円超のときは10万円) 超過額(限度 100万円)	同 左			
基礎控除	120,000円	130,000円	140,000円	150,000円				
市民税	均等割	400円	同 左	同 左	同 左			
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	同 左	同 左	同 左			
	均等割	100円	同 左	同 左	同 左			
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	同 左	同 左	同 左			
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2で控除する。	同 左	同 左	市民税の所得割から配当所得の2.5% 府民税の所得割から配当所得の1.0%			
	摘 要	白色専従者控除 150,000円	S45.1.1以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円	同 左	同 左	白色専従者控除 165,000円		



# 市民税の税歴(5/22)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度		
賦課期日・申告期限		48. 1. 1	48. 3. 15	49. 1. 1	49. 3. 15	50. 1. 1	50. 3. 15	51. 1. 1	51. 3. 15	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同	左	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ160,000円		同	左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左		15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同	左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同	左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 100万円)		同 左		同 左		総所得金額の5%(5万円超のとき は 5万円) 超過額(限度 200万円)		
市民税	基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同	左	
	均等割	400円		同 左		同 左		1,200円		
	所得割	30万円以下の金額	2%		15万円以下の金額		2%		同 左	同 左
		30万円を超える金額	3%		15万円を超える金額		3%			
		50万円 "	4%		40万円 "		4%			
		80万円 "	5%		70万円 "		5%			
		110万円 "	6%		100万円 "		6%			
		150万円 "	7%		150万円 "		7%			
		250万円 "	8%		250万円 "		8%			
		400万円 "	9%		400万円 "		9%			
600万円 "		10%		600万円 "		10%				
1,000万円 "	11%		1,000万円 "		11%					
2,000万円 "	12%		2,000万円 "		12%					
3,000万円 "	13%		3,000万円 "		13%					
5,000万円 "	14%		5,000万円 "		14%					
府民税	均等割	100円		同 左		同 左		300円		
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左		
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		
	摘要	S47.1.1以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同 左		

# 市民税の税歴(6/22)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1	52. 3. 15	53. 1. 1	53. 3. 15	54. 1. 1	54. 3. 16	55. 1. 1	55. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	200,000円		同 左		210,000円		220,000円	
市民税	均等割	1,200円		同 左		同 左		1,500円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	
	均等割	300円		同 左		同 左		500円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の2.0% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の3.0% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		市民税の所得割から配当所得の2.0% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	摘要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%)  その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4を 総合課税)  短期 市 8% 府 4%	

# 市民税の税歴(7/22)

賦課期日・申告期限	昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	56. 1. 1	56. 3. 15	57. 1. 1	57. 3. 15	58. 1. 1	58. 3. 15	59. 1. 1	59. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	同	左	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円	同	左	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	同	左	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円		
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円	同	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同	左	同	左	同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)	同	左	同	左	同	左
基礎控除	220,000円	同	左	同	左	同	左	
均等割	1,500円	同	左	同	左	同	左	
市民税	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	同	左	同	左	同	左
	均等割	500円	同	左	同	左	同	左
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	同	左	同	左	同	左
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	同	左	同	左	同	左
	長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%	同	左	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%	同	左	
	摘要							
	府民税							
	税額控除							

# 市民税の税歴(8/22)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		
賦課期日・申告期限		60. 1. 1	60. 3. 15	61. 1. 1	61. 3. 15	62. 1. 1	62. 3. 15	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同	左	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円		同	左	同	左	
	生命保険料	15,000円以下 全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円を超える部分を加算(限度 3,500円)		同	左	同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同	左	同	左	
	基礎控除	260,000円		同	左	同	左	
市民税	均等割	2,000円		同	左	同	左	
	所得割	20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同	左	同	左	
	均等割	700円		同	左	同	左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同	左	同	左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	
	摘要	長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		

# 市民税の税歴(9/22)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度		
賦課期日・申告期限		63. 1. 1	63. 3. 15	64. 1. 1	元. 3. 15	H2. 1. 1	H2. 3. 15	
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同	左	配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円		
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同	左	○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし		
	A 給与所得 B 給与所得以外	140,000-(A+B×3.3-330,000)×28/33 合計所得金額は 800万円以下が対象		同	左	300,000-{(A-350,000)×30/35} 合計所得金額は1,000万円以下が対象		
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納税者が老年者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円			普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同	左	同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	
医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 200万円)		同	左	同	左		
市 民 税	基礎控除	280,000円		同	左	300,000円		
	均等割	2,000円		同	左	同	左	
	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%		120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%		同	左	
府 民 税	均等割	700円		同	左	同	左	
	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円 " 3% 260万円を超える金額 4%		500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同	左	
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4% 超短期(S62.10.1以降の譲渡) 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 □特定支出控除の創設		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市 4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)			

# 市民税の税歴(10/22)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1	H3. 3. 15	H4. 1. 1	H4. 3. 16	H 5. 1. 1	H5. 3. 15	H6. 1. 1	H6. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同	左	同	左	同	左 (老人・特定扶養控除 390,000円)
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左	同	左	同	左
	A 配偶者の合計所得金額								
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左	同	左
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円(日本赤十字社も対象)		同	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	同	左
基礎控除	310,000円		同	左	同	左	同	左	
均等割	2,000円		同	左	同	左	同	左	
市民税	所得割 160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 // 11%		同	左	同	左	同	左	
府民税	均等割 700円		同	左	同	左	同	左	
府民税	所得割 550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左	
税額控除	配当控除 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	同	左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		同	左	同	左	同	左	
			○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%		○特定市街化区域農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%		○その他 市6% 府3%		□平成6年度限り所得割の20%(20万円限度)を減税

# 市民税の税歴(11/22)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1	H7. 3. 15	H8. 1. 1	H 8. 3. 15	H 9. 1. 1	H 9. 3. 17
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円		同 左		同 左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000 円未満 50,000 円以上 100,000 円以上 ○配偶者控除なし 400,000 円未満 400,000 円以上 450,000 円以上	330,000円 100,000円未満 300,000円 300,000 - (A - 50,000)	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同 左	
	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000 円 280,000 円 480,000 円 300,000 円		同 左		同 左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同 左		同 左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)			同 左		同 左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円			同 左		同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同 左		同 左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額			同 左		同 左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)			同 左		同 左
基礎控除	330,000 円			同 左		同 左	
市民 税	均等割	2,000 円		2,500 円		同 左	
	所得割	200 万円以下の金額 200 万円を超える金額 700 万円	3 % 8 % 11 %	同 左		200 万円 以下の金額 3 % 200 万円 を超える金額 8 % 700 万円 " 12 %	
	均等割	700 円		1,000 円		同 左	
府民 税	所得割	700 万円以下の金額 700 万円を超える金額	2 % 4 %	同 左		700 万円 以下の金額 2 % 700 万円 を超える金額 3 %	
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 6 % 府 3 %  短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 %  □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税			同 左	○その他 4,000万円以下 市 5.5 % 府 2 % 4,000万円超える 市 6 % 府 3 %  □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税	○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円超える 8,000万円 以下 市 5.5 % 府 2 % 8,000万円超える 市 6 % 府 3 %	





# 市民税の税歴(13/22)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1	H12. 3. 15	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円			同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000)			同左		同左
	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象					
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円			同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
基礎控除	330,000円			同左		同左	
均等割	2,500円			同左		同左	
市 民 税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%			同左		同左
	均等割	1,000円			同左		同左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%			同左		同左
府 民 税	均等割	1,000円			同左		同左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%			同左		同左
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の 1/2で控除する。			同左		同左
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円

# 市民税の税歴(14/22)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同左		同左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) A 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同左		○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	
	障害者・老年者寡婦(夫)・勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)		同左		同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同左		同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左		同左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同左		同左	
	基礎控除	330,000円		同左		同左	
市民税	均等割	2,500円		3,000円		同左	
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		同左		同左	
	均等割	1,000円		同左		同左	
府民税	均等割	1,000円		同左		同左	
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		同左		同左	
税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左		同左		
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方  ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円		○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (2000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			

# 市民税の税歴(15/22)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1	H18. 3. 15	H19. 1. 1	H19. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000-(A-380,000)		同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
基礎控除	330,000円		同	左	
均等割	3,000円		同	左	
市民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		6%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
府民税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		4%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税 1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税 0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) <input type="checkbox"/> 定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) <input type="checkbox"/> 定率控除 廃止  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用	

# 市民税の税歴(16/22)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1	H20. 3. 17	H21. 1. 1	H21. 3. 16	H22. 1. 1	H22. 3. 16	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同	左	同	左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000)	330,000円	同	左	同	左	
	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	30,000円					
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円	同	左	同	左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)		同	左	同	左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った 金額又は総所得金額の25%のいずれか 少ない方の金額 - 100,000円		(税額控除に改組)		同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	
	基礎控除	330,000円		同	左	同	左	
	税率	市民税均等割 市民税所得割 府民税均等割 府民税所得割	3,000円 6%(一律) 1,000円 4%(一律)		同	左	同	左
	税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左
住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控除)		所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額		同	左	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可 能額のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち所得税において控除しきれなかった額、又 は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5 を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは 9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から 差し引いた金額		
寄附金税額控除				・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せ て全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左	
摘要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる 平成19年度市・府民税の減額措置							
	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	同	左		

# 市民税の税歴(17/22)

		平成23年度		平成24年度	
賦課期日・申告期限		H23. 1. 1	H23. 3. 15	H24. 1. 1	H24. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除(16歳～18歳) 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000 - (A - 380,000)		同左	
	A… 配偶者の合計所得金額	750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居特別障害 530,000円 特別寡婦 300,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)		同左	
	基礎控除	330,000円		同左	
税率	市民税均等割	3,000円		同左	
	市民税所得割	6%(一律)			
	府民税均等割	1,000円			
	府民税所得割	4%(一律)			
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左	
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同左	
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同左		
				○0歳～15歳の扶養控除の廃止	

# 市民税の税歴(18/22)

		平成25年度		平成26年度	
賦課期日・申告期限		H25. 1. 1	H25. 3. 15	H26. 1. 1	H26. 3. 17
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
税率	市民税均等割	3,000円		3,500円	
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,000円		1,500円	
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

# 市民税の税歴(19/22)

		平成27年度		平成28年度	
賦課期日・申告期限		H27. 1. 1	H27. 3. 16	H28. 1. 1	H28. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の 5% (10万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,500円		1,800円	
府民税所得割	4%(一律)		同	左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同	左

# 市民税の税歴(20/22)

		平成29年度		平成30年度	
賦課期日・申告期限		H29. 1. 1	H29. 3. 15	H30. 1. 1	H30. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)		同左及びセルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)導入	
	基礎控除	330,000円		同	左
	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,800円		同	左
府民税所得割	4%(一律)		同	左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同	左



# 市民税の税歴(21/22)

		令和元年度		令和2年度	
賦課期日・申告期限		H31. 1. 1	H31. 3. 15	R2. 1. 1	R2. 4. 15
所得控除	配偶者及び扶養 ※ 配偶者控除については、合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象(合計所得金額1000万円超の配偶者は同一生計配偶者となる。)	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 900,000円以下 330,000円 900,000円超 950,000円以下 310,000円 950,000円超 1,000,000円以下 260,000円 1,000,000円超 1,050,000円以下 210,000円	1,050,000円超 1,100,000円以下 160,000円 1,100,000円超 1,150,000円以下 110,000円 1,150,000円超 1,200,000円以下 60,000円 1,200,000円超 1,230,000円以下 30,000円	同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超 32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超 56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,800円		同	左
府民税所得割	4%(一律)		同	左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

# 市民税の税歴(22/22)

		令和3年度		
賦課期日・申告期限		R3. 1. 1	R3. 4. 15	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円	※配偶者控除については、納税者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が通減する。	
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 900,000円以下 330,000円 900,000円超950,000円以下 310,000円 950,000円超1,000,000円以下 260,000円 1,000,000円超1,050,000円以下 210,000円	1,050,000円超1,100,000円以下 160,000円 1,100,000円超1,150,000円以下 110,000円 1,150,000円超1,200,000円以下 60,000円 1,200,000円超1,230,000円以下 30,000円 ※納税者の合計所得金額が900万円超のときは、控除額が通減する。	
	障害者 寡婦 勤労学生 ひとり親	普通障害・寡婦・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 ひとり親 300,000円		
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約 (一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円	地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは 合計額(限度額 25,000円)	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円) 超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)		
	基礎控除	合計所得金額	基礎控除額	
	税率	市民税均等割	3,500円	
	市民税所得割	6%(一律)		
	府民税均等割	1,800円		
	府民税所得割	4%(一律)		
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得・特別特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			

# 諸税の税歴(1/14)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
市	市民税					
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円
市たばこ消費税		11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左
固定資産税		1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税・ガス税		10/100	9/100	8/100	7/100	同 左
都市計画税		0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左

## 諸税の税歴(2/14)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円		同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税		18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
固定資産税		1.4 / 100	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円
電気税・ガス税		7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)
特別土地保有税		——	——	——	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左
都市計画税		0.2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左

## 諸税の税歴(3/14)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人	法人税割	14.5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
市民	市民税				
軽自動車	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円  軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円  2輪の小型自動車 2,500円  小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円  軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円  2輪の小型自動車 3,300円  小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左
市たばこ	市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左
固定資産	固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左
電気	電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左
ガス	ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100を適用)	2/100	同 左
特別土地	特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左
都市計画	都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100

# 諸税の税歴(4/14)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税	法人税割	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 自家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 自家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,450 円 その他 4,300 円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	ミニカー 2,500円
市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左	同 左	従価割 14. 3/100 従量割 1,000本につき 350 円
固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

# 諸税の税歴(5/14)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人	法人税割	14.7/100	同左	同左	同左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同左	同左	同左
市					
民					
税					
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同左	同左	同左	
市たばこ消費税 (平成元年度より 市たばこ税)	従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63 年3月31日までの間、従量割の税率は 1,000本につき 640円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同左	同左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同左	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同左	
電気税	5/100	廃止	——	——	
ガス税	2/100	廃止	——	——	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同左	同左	保有分 1.4/100 取得分 3/100 遊休土地分 1.4/100	
都市計画税	0.3/100	同左	同左	同左	

# 諸税の税歴(6/14)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
市	市民税				
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	1,000本につき ・旧三級品以外 2,434円 ・旧三級品 1,155円	1,000本につき 2,434円 (5月1日から2,668円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,155円 (5月1日から1,266円)	1,000本につき 2,668円 (7月1日から2,997円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,266円 (7月1日から1,412円)	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度から課税停止	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	



# 諸税の税歴(7/14)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000本につき2,977円 (7月1日から3,298円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,412 円 (7月1日から1,564円)	1,000本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円	1,000本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
入湯税	—	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	

# 諸税の税歴(8/14)

平成23～24年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度
法人税割	14.7/100	同 左	12.1/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)	同 左
法人市民税	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける三輪以上の軽自動車 3輪のもの 3,900円 4輪の営業用貨物 3,800円 " 自家用貨物 5,000円 " 営業用乗用 6,900円 " 自家用乗用 10,800円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円
市たばこ税	1,000本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,190円	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,495円	同 左	同 左
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円	同 左	同 左	同 左

# 諸税の税歴(9/14)

		平成28年度																																																																															
法人税割		12. 1/100																																																																															
	法人税割																																																																																
法人税	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円																																																																															
		○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円																																																																															
		○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円																																																																															
		○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円																																																																															
		○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円																																																																															
		○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円																																																																															
		○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円																																																																															
		○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円																																																																															
		○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円																																																																															
		○その他 60,000円																																																																															
軽自動車税	原動機付自転車	50cc以下 2,000円																																																																															
		90 " 2,000円																																																																															
		125 " 2,400円																																																																															
		ミニカー 3,700円																																																																															
		軽自動車	2輪のもの 3,600円																																																																														
			※3輪以上は、別表のとおり																																																																														
			2輪の小型自動車 6,000円																																																																														
			小型特殊自動車																																																																														
			農業作業用 2,400円 その他 5,900円																																																																														
		<p><b>■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2 （一部除外有）※3</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成27年4月1日以降に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽三輪以上の車両から新税率が適用。          ※2 最初の新規検査後13年を経過した車両。平成28年度は、平成14年12月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いためその年の12月に読み替えて判断。          ※3 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車などは、経年重課の適用から除外。</p> <p><b>■グリーン化特例</b>          平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種区分</th> <th rowspan="3">標準税額</th> <th colspan="4">高 ← 環境性能 → 低</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">電気軽自動車など</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> <tr> <th>平成27年度燃費基準+35%達成車</th> <th>平成32年度燃費基準+20%達成車</th> <th>平成27年度燃費基準+15%達成車</th> <th>平成32年度燃費基準達成車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>				車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2 （一部除外有）※3	三輪	軽三輪				軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円	車種区分	標準税額	高 ← 環境性能 → 低				電気軽自動車など	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車	平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円
車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2 （一部除外有）※3																																																																												
	三輪	軽三輪																																																																															
軽自動車	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																																																												
	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																												
		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																																												
		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																												
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																													
車種区分	標準税額	高 ← 環境性能 → 低																																																																															
		電気軽自動車など	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																																																											
			平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車																																																																											
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																																																												
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																												
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																																												
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																												
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																																																												
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,925円																																																																																
固定資産税	1. 4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																																
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																																
都市計画税	0. 3 / 100																																																																																
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																																

# 諸税の税歴(10/14)

		平成29年度																																																																																																		
法人税割	法人税割	12.1/100																																																																																																		
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																																																		
市民税	市民税	<b>■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1</th> <th rowspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用・自家用</td> <td></td> <td>3,100円</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td></td> <td>7,200円</td> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td></td> <td>5,500円</td> <td></td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td></td> <td>4,000円</td> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td></td> <td>3,000円</td> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成27年4月1日以降に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽三輪以上の車両から新税率が適用。            ※2 最初の新規検査後13年を経過した車両。平成29年度は、平成16年3月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えて判断。            ※3 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車などは、経年重課の適用から除外。</p> <b>■グリーン化特例</b> 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成29年度分限り軽自動車税を軽減。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種区分</th> <th rowspan="3">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">電気軽自動車など</th> <th colspan="2">高</th> <th colspan="2">低</th> </tr> <tr> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準+20%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td>四輪乗用</td> <td>自家用 10,800円</td> <td>2,700円</td> <td></td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用 6,900円</td> <td>1,800円</td> <td></td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>四輪貨物</td> <td>自家用 5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td></td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用 3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td></td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪	軽自動車						乗用・自家用		3,100円		3,900円	4,600円	乗用・営業用		7,200円		10,800円	12,900円	貨物・自家用		5,500円		6,900円	8,200円	貨物・営業用		4,000円		5,000円	6,000円	貨物・営業用		3,000円		3,800円	4,500円	車種区分	標準税額	← 環境性能 →				電気軽自動車など	高		低		貨物車	乗用車	貨物車	乗用車			平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車	四輪乗用	自家用 10,800円	2,700円		5,400円	8,100円		営業用 6,900円	1,800円		3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用 5,000円	1,300円	2,500円		3,800円		営業用 3,800円	1,000円	1,900円		2,900円	三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円
	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）			平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3																																																																																													
三輪		軽三輪	三輪	軽三輪																																																																																																
軽自動車																																																																																																				
乗用・自家用		3,100円		3,900円	4,600円																																																																																															
乗用・営業用		7,200円		10,800円	12,900円																																																																																															
貨物・自家用		5,500円		6,900円	8,200円																																																																																															
貨物・営業用		4,000円		5,000円	6,000円																																																																																															
貨物・営業用		3,000円		3,800円	4,500円																																																																																															
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																																																																		
		電気軽自動車など	高		低																																																																																															
			貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																																																																														
		平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車																																																																																															
四輪乗用	自家用 10,800円	2,700円		5,400円	8,100円																																																																																															
	営業用 6,900円	1,800円		3,500円	5,200円																																																																																															
四輪貨物	自家用 5,000円	1,300円	2,500円		3,800円																																																																																															
	営業用 3,800円	1,000円	1,900円		2,900円																																																																																															
三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円																																																																																															
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円																																																																																																			
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき3,355円																																																																																																			
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																																																			
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																																																			
都市計画税	0.3 / 100																																																																																																			
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																																																			

# 諸税の税歴(11/14)

		平成30年度																																																																																				
法人税割	法人税割	12. 1/100																																																																																				
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																																				
市民税	市民税	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円																																																																																				
	軽自動車税	<b>■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）</th> <th rowspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>四輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成17年3月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えて判断。</p> <p>※2 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引軽自動車などは、経年重課の適用から除外。</p> <p><b>■グリーン化特例</b> 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>電気軽自動車など</th> <th>高</th> <th>低</th> <th>低</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成27年度燃費基準+35%達成車</th> <th>平成32年度燃費基準+30%達成車</th> <th>平成27年度燃費基準+15%達成車</th> <th>平成32年度燃費基準+10%達成車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2	三輪	軽三輪	三輪	四輪	軽自動車							乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円			乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円			貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円			貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円		車種区分	標準税額	← 環境性能 →				電気軽自動車など	高	低	低			平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準+10%達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円
車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2																																																																																	
	三輪	軽三輪	三輪	四輪																																																																																		
軽自動車																																																																																						
	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																																		
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																																																		
	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																																		
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																																		
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																																																				
		電気軽自動車など	高	低	低																																																																																	
		平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準+10%達成車																																																																																	
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																																																																	
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																	
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																																																	
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																																	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																	
市たばこ税	市たばこ税	1,000本につき5,262円（10月1日から 5,692円） ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき4,000円																																																																																				
固定資産税	固定資産税	1. 4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																																				
特別土地保有税	特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																																				
都市計画税	都市計画税	0. 3/100																																																																																				
入湯税	入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円																																																																																				

# 諸税の税歴(12/14)

		令和元年度																																																																											
法人税	法人税割	8.4/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)																																																																											
	市 民 税 法人均等割	○資本金50億円超え ○資本金10億円超50億円以下 ○資本金50億円超え ○資本金10億円超50億円以下 ○資本金1億円超10億円以下 ○資本金1億円超10億円以下 ○資本金1千万円超1億円以下 ○資本金1千万円超1億円以下 ○資本金1千万円以下 ○その他	従業員数50人超 3,600,000円 従業員数50人超 2,100,000円 従業員数50人以下 492,000円 従業員数50人以下 492,000円 従業員数50人超 480,000円 従業員数50人以下 192,000円 従業員数50人超 180,000円 従業員数50人以下 156,000円 従業員数50人超 144,000円 60,000円																																																																										
環境性能割	(10月1日から)	軽自動車の取得価額 × 税率																																																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【乗用】</th> <th colspan="3">【貨物】</th> </tr> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成</td> <td>平成27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成</td> <td>1.0%(※2)</td> <td>0.5%</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%(※2)</td> <td>1.0%</td> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	【乗用】			【貨物】			軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+10%達成	平成27年度燃費基準+20%達成	令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%	平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%	上記以外の軽自動車	2.0%	<p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNox10%低減)のことを言います。</p> <p>※2 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車について、1%の税率軽減が適用されます。</p>																																						
【乗用】			【貨物】																																																																										
軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																																																								
電気自動車等(※1)	非課税	非課税	電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																																																								
令和2年度燃費基準+10%達成			平成27年度燃費基準+20%達成																																																																										
令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%	平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%																																																																								
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%																																																																								
上記以外の軽自動車		2.0%	上記以外の軽自動車		2.0%																																																																								
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円	<p>■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th rowspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成18年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。 平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えます。</p> <p>※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p> <p>■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種区分</th> <th rowspan="3">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">電気自動車等</th> <th colspan="2">高</th> <th colspan="2">低</th> </tr> <tr> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)		平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪	軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円		車種区分	標準税額	← 環境性能 →				電気自動車等	高		低		貨物車	乗用車	貨物車	乗用車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円
		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)		平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																																																						
三輪	軽三輪		三輪	軽三輪																																																																									
軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																									
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																																									
	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																									
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																									
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																																											
		電気自動車等	高		低																																																																								
			貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																																																							
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																																																								
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																								
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																																								
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																								
三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円																																																																								
市たばこ税	1,000本につき5,692円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき4,000円(10月1日から5,692円)																																																																												
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																												
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																												
都市計画税	0.3/100																																																																												
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																												

# 諸税の税歴(13/14)

		令和2年度																																																
法人税割	法人税割	8.4/100																																																
	市	○資本金50億円超え ○資本金10億円超50億円以下 ○資本金50億円超え ○資本金10億円超50億円以下 ○資本金1億円超10億円以下 ○資本金1億円超10億円以下 ○資本金1千万円超1億円以下 ○資本金1千万円超1億円以下 ○資本金1千万円以下 ○その他	従業員数50人超 3,600,000円 従業員数50人超 2,100,000円 従業員数50人以下 492,000円 従業員数50人以下 492,000円 従業員数50人超 480,000円 従業員数50人以下 192,000円 従業員数50人超 180,000円 従業員数50人以下 156,000円 従業員数50人超 144,000円 60,000円																																															
環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【乗用】</th> <th colspan="3">【貨物】</th> </tr> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成</td> <td>平成27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成</td> <td>1.0%(※2)</td> <td>0.5%</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%(※2)</td> <td rowspan="2">1.0%</td> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td rowspan="2">1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>		【乗用】			【貨物】			軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+10%達成	平成27年度燃費基準+20%達成	令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%	平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%	上記以外の軽自動車	2.0%											
	【乗用】			【貨物】																																														
軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																													
電気自動車等(※1)	非課税	非課税	電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																													
令和2年度燃費基準+10%達成			平成27年度燃費基準+20%達成																																															
令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%	平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%																																													
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%																																													
上記以外の軽自動車			2.0%			上記以外の軽自動車	2.0%																																											
<p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNox10%低減)のことを言います。</p> <p>※2 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車について、1%の税率軽減が適用されます。</p>																																																		
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円	<b>■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th rowspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">乗用・自家用</td> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四輪</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)		平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪	軽自動車						乗用・自家用	三輪	3,100円	3,900円	4,600円		四輪	7,200円	10,800円	12,900円		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円						
	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)			平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																											
三輪		軽三輪	三輪	軽三輪																																														
軽自動車																																																		
乗用・自家用	三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																														
	四輪	7,200円	10,800円	12,900円																																														
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																														
	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																														
貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																															
<p>※1 平成19年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えます。</p> <p>※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p> <p><b>■グリーン化特例</b> 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種区分</th> <th rowspan="3">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">電気自動車等</th> <th colspan="2">高</th> <th colspan="2">低</th> </tr> <tr> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>令和2年度燃費基準+30%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>令和2年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	標準税額	← 環境性能 →				電気自動車等	高		低		貨物車	乗用車	貨物車	乗用車			平成27年度燃費基準+35%達成車	令和2年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	令和2年度燃費基準+10%達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円
車種区分	標準税額			← 環境性能 →																																														
				電気自動車等	高		低																																											
		貨物車	乗用車		貨物車	乗用車																																												
		平成27年度燃費基準+35%達成車	令和2年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	令和2年度燃費基準+10%達成車																																													
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																													
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																													
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																													
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																													
三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円																																													
市たばこ税	1,000本につき5,692円(10月1日から6,122円)																																																	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																	
都市計画税	0.3/100																																																	
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																	

# 諸税の税歴(14/14)

		令和3年度																																																																																	
法人税	法人税割	8.4/100																																																																																	
	法人均等割	○資本金50億円超え ○資本金10億円超50億円以下 ○資本金50億円超え ○資本金10億円超50億円以下 ○資本金1億円超10億円以下 ○資本金1億円超10億円以下 ○資本金1千万円超1億円以下 ○資本金1千万円超1億円以下 ○資本金1千万円以下 ○その他	従業員数50人超 3,600,000円 従業員数50人超 2,100,000円 従業員数50人以下 492,000円 従業員数50人以下 492,000円 従業員数50人超 480,000円 従業員数50人以下 192,000円 従業員数50人超 180,000円 従業員数50人以下 156,000円 従業員数50人超 144,000円 60,000円																																																																																
環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率	【乗用】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%達成</td> <td>1.0%(※2)</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成</td> <td rowspan="2">2.0%(※2)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> 【貨物】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>		軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75%達成	令和12年度燃費基準60%達成	1.0%(※2)	0.5%	令和12年度燃費基準55%達成	2.0%(※2)	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75%達成	令和12年度燃費基準60%達成	1.0%	0.5%	令和12年度燃費基準55%達成	2.0%	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%																																																		
	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																																																																
電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																																																																	
令和12年度燃費基準75%達成																																																																																			
令和12年度燃費基準60%達成	1.0%(※2)	0.5%																																																																																	
令和12年度燃費基準55%達成	2.0%(※2)	1.0%																																																																																	
上記以外の軽自動車		2.0%																																																																																	
軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																																																																	
電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																																																																	
令和12年度燃費基準75%達成																																																																																			
令和12年度燃費基準60%達成	1.0%	0.5%																																																																																	
令和12年度燃費基準55%達成	2.0%	1.0%																																																																																	
上記以外の軽自動車		2.0%																																																																																	
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90" 2,000円 125" 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円	■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに 最初の新規検査を受けた 車両 (旧税率)</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以後に 最初の新規検査を受けた 車両 (新税率)</th> <th rowspan="2">最初の新規検査後13年を 超えた車両 (経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※1 平成19年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。 平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、 その年の12月に読み替えます。 ※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び 被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。 ■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車な どのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限 り、軽自動車税(種別割)を軽減します。 令和3年4月1日から令和5年3月31日に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車など については、グリーン化特例の適用が電気自動車等に限定されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種区分</th> <th rowspan="3">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 → 高 ← 低</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">電気自 動車等</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> <tr> <th>平成27年度 燃費基準+ 35%達成車 (※1)</th> <th>令和2年度燃費 基準+30%達成 車</th> <th>平成27年度 燃費基準+ 15%達成車 (※1)</th> <th>令和2年度燃費 基準+10%達成 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円(※1)</td> <td>8,100円(※1)</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円(※2)</td> <td>5,200円(※3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円(※2)</td> <td>3,000円(※3)</td> </tr> </tbody> </table> (※1) 令和3年度をもって、グリーン化特例(軽減)の対象外となります。 (※2) 営業用乗用車に限り、令和4・5年度分は、令和12年度燃費基準90%達成車に基準が切り替えられます。 (※3) 営業用乗用車に限り、令和4・5年度分は、令和12年度燃費基準70%達成車に基準が切り替えられます。	車種区分	平成27年3月31日までに 最初の新規検査を受けた 車両 (旧税率)		平成27年4月1日以後に 最初の新規検査を受けた 車両 (新税率)		最初の新規検査後13年を 超えた車両 (経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪	軽自動車						四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円		車種区分	標準税額	← 環境性能 → 高 ← 低				電気自 動車等	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車	平成27年度 燃費基準+ 35%達成車 (※1)	令和2年度燃費 基準+30%達成 車	平成27年度 燃費基準+ 15%達成車 (※1)	令和2年度燃費 基準+10%達成 車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円(※1)	8,100円(※1)	営業用	6,900円	1,800円	3,500円(※2)	5,200円(※3)	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円(※2)	3,000円(※3)
車種区分	平成27年3月31日までに 最初の新規検査を受けた 車両 (旧税率)		平成27年4月1日以後に 最初の新規検査を受けた 車両 (新税率)		最初の新規検査後13年を 超えた車両 (経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																																																														
	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪																																																																															
軽自動車																																																																																			
四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																															
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																																															
	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																															
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																															
車種区分	標準税額	← 環境性能 → 高 ← 低																																																																																	
		電気自 動車等	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																																																													
			平成27年度 燃費基準+ 35%達成車 (※1)	令和2年度燃費 基準+30%達成 車	平成27年度 燃費基準+ 15%達成車 (※1)	令和2年度燃費 基準+10%達成 車																																																																													
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円(※1)	8,100円(※1)																																																																														
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円(※2)	5,200円(※3)																																																																														
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																																														
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																														
三輪		3,900円	1,000円	2,000円(※2)	3,000円(※3)																																																																														
市たばこ税		1,000本につき6,122円(10月1日から6,552円)																																																																																	
固定資産税		1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																																	
特別土地保有税		平成15年度から課税停止																																																																																	
都市計画税		0.3/100																																																																																	
入湯税		宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																																	



主な税制改正【令和2年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人市民税	ふるさと納税に係る指定制度の創設	令和元年6月1日から、ふるさと納税に係る指定制度が創設され、ふるさと納税（特例控除）の対象となる地方団体を総務大臣が一定の基準に基づき指定する。 ※指定対象外の地方団体に対し、令和元年6月1日以降に支出される寄附金については、特例控除の対象とならない。	令和2年度（令和元年分）から	令和元
	住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の期間延長	消費税等の税率引上げに際し、需要変動の平準化の観点から、消費税等の税率10%が適用される住宅取得等（特別特定取得）について、住宅ローン控除の控除期間を10年間から13年間に3年延長する。		
法人市民税	大法人の電子申告義務化	大法人が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人市民税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととする。	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	平成30
軽自動車税	環境性能割の軽減税率の延長	消費税率引上げに伴う自家用乗用車の環境性能割の軽減措置について、令和2年9月30日までの適用期限を令和3年3月31日までに延長する。（その後、令和3年12月31日までに再延長された。）	令和2年度から	令和2







## 市 税 概 要 (令和3年度版)

令和4年3月発行

発 行 寝屋川市

編 集 寝屋川市 市民サービス部 税務管理担当

大阪府寝屋川市本町1番1号

電話(072)813-1138(直通)

寝屋川市ホームページ <https://www.city.neyagawa.osaka.jp/>

